

5 G サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

(目次)

第1章～第3章 (略)

第3章の2 5 Ghomeでんわ契約

第23条の2 契約の単位

第23条の3 5 Ghomeでんわ契約申込の方法

第23条の4 5 Ghomeでんわ契約申込の承諾

第23条の5 契約者識別番号

第23条の6 加入電話番号

第23条の7 請求による契約者識別番号等の変更

第23条の8 5 Ghomeでんわ契約者の氏名等の変更の届出

第23条の9 5 Ghomeでんわ契約に係る名義変更

第23条の10 5 Ghomeでんわ契約者が行う5 Ghomeでんわ契約の解除

第23条の11 その他の提供条件

第3章の3 5 G特定接続契約

第23条の12～第23条の19 (略)

第4章～第13章 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

附則

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～4 (略)	(略)
5 <u>5 G契約</u>	当社から5 Gサービス（ <u>5 Ghomeでんわ契約及び5 G特定接続契約を除きます。</u> ）の提供を受けるための契約
<u>6～8</u> (略)	(略)
<u>9</u> <u>5 Ghomeでんわ契約</u>	当社から5 Ghomeでんわサービスの提供を受けるための契約
<u>10</u> <u>5 Ghomeでんわ契約者</u>	当社と5 Ghomeでんわ契約を締結している者
<u>11～12</u>	(略)
<u>13</u> <u>契約者</u>	5 G契約者、5 Ghomeでんわ契約者及び5 G特定接続契約者

[現 行]

(目次)

第1章～第3章 (略)

第3章の2 5 G特定接続契約

第23条の2～第23条の9 (略)

第4章～第13章 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

附則

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～4 (略)	(略)
5 <u>5 G契約</u>	当社から5 Gサービス（5 G特定接続契約を除きます。）の提供を受けるための契約
6～10 (略)	(略)
11 <u>契約者</u>	5 G契約者及び5 G特定接続契約者

14 5 G等	5 G及び5 Ghomeでんわ
15 5 G契約等	5 G契約及び5 Ghomeでんわ契約
16 5 G契約者等	5 G契約者及び5 Ghomeでんわ契約者
17～33	(略)

第2章 5 Gサービスの種類等

(5 Gサービスの種類)

第4条 5 Gサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
5 G	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモU I Mカード若しくはドコモ e S I Mカード又は当社が付与する内蔵型 e S I M（以下「ドコモU I Mカード等」といいます。）を装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供する5 Gサービスであって、5 Ghomeでんわ及び5 G特定接続以外のもの
5 Ghomeでんわ	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモU I Mカードを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供する5 Gサービスであって、加入電話番号に係る通信においては、当社が別に定める協定事業者（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限り。）の電気通信設備の相互接続点との間の通信に限り提供するもの
(略)	(略)

第5条 (略)

第3章 5 G契約

第1節 (略)

第2節 一般契約

第7条～第8条 (略)

(一般契約申込の承諾)

第9条 当社は、一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 (略)

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その一般契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 一般契約の申込みをした者が5 Gサービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第57条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第57条に規定するものをいいます。）へ譲渡

12～29 (略)	(略)
-----------	-----

第2章 5 Gサービスの種類等

(5 Gサービスの種類)

第4条 5 Gサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
5 G	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモU I Mカード若しくはドコモ e S I Mカード又は当社が付与する内蔵型 e S I M（以下「ドコモU I Mカード等」といいます。）を装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供する5 Gサービスであって、5 G特定接続以外のもの
5 G特定接続	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するドコモU I Mカードを装着したものに限り。）との間に電気通信回線を設定して提供する5 Gサービスであって、契約の申込者が指定する1の協定事業者（当社の電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備に係る接続約款に規定する仮想携帯電話事業者に限り。）の相互接続点との間の通信に限り提供するもの

第5条 (略)

第3章 (略)

第1節 (略)

第2節 一般契約

第7条～第8条 (略)

(一般契約申込の承諾)

第9条 当社は、一般契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 (略)

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その一般契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 一般契約の申込みをした者が5 Gサービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第57条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第57条に規定するものをいいま

する債権を含みます。以下第15条、第23条の4及び第68条において同じとします。)又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務(当該契約約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、当該契約約款の規定により当社が請求事業者へ譲渡する債権を含みます。以下第15条及び第23条の4において同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2)～(7) (略)

第10条～第17条 (略)

第3節 (略)

第3章の2 5 Ghomeでんわ契約

(契約の単位)

第23条の2 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の5 Ghomeでんわ契約を締結します。この場合、5 Ghomeでんわ契約者は、1の契約につき1人に限ります。

(5 Ghomeでんわ契約申込の方法)

第23条の3 5 Ghomeでんわ契約の申込みをすることができる者は、その5 Ghomeでんわ契約申込みのために新たにdアカウント又はビジネスdアカウントの発行を受けていると当社が確認した者とします。

2 5 Ghomeでんわ契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等の契約事務を行う5 Gサービス取扱所に提出していただきます。

3 前項の場合において、5 Ghomeでんわ契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

(5 Ghomeでんわ契約申込の承諾)

第23条の4 当社は、5 Ghomeでんわ契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その5 Ghomeでんわ契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 5 Ghomeでんわ契約の申込みをした者が5 Gサービスの料金その他の債務(この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第57条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第70条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(3) 5 Ghomeでんわ契約の申込みをした者と当社との間で締結している5 Gサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

(4) 第23条の3(5 Ghomeでんわ契約申込の方法)の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、5 Ghomeでんわ契約の申込みをした者の同意がないとき。

(5) 5 Ghomeでんわ契約の申込みをした者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがある場合又は第79条(契約者確認)に規定する当社が行う契約者確認の求めを受けたことがある場合であって、その5 Ghomeでんわ契約の申込みをした者と当社との間で締結している5 Gサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

す。)へ譲渡する債権を含みます。以下第15条及び第68条において同じとします。)又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務(当該契約約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、当該契約約款の規定により当社が請求事業者へ譲渡する債権を含みます。以下第15条において同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2)～(7) (略)

第10条～第17条 (略)

第3節 (略)

(6) 5 Ghomeでんわ契約の申込みをした者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めるとき。

(7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者識別番号)

第23条の5 5 Ghomeでんわ接続の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、5 Ghomeでんわ契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 当社は、第61条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき、又は前項の規定により申し出た内容について事実と反することが判明したときは、5 Gの契約者識別番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、5 Gの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを5 Ghomeでんわ契約者に通知します。

(加入電話番号)

第23条の6 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の加入電話番号を付与いたします。加入電話の電話番号は、1の5 Ghomeでんわ契約ごとに当社が定めることとし、その加入電話番号については、5 Ghomeでんわ契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 5 Ghomeでんわ契約者は、5 Ghomeでんわ契約締結の際に、番号ポータビリティ（第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第4条に規定するものをいいます。以下同じとします。）を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。

ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者に限ります。

3 当社は、第61条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき、又は前項の規定により申し出た内容について事実と反することが判明したときは、5 Ghomeでんわ契約に係る加入電話番号を変更することがあります。

4 前項の規定により、5 Ghomeでんわ契約に係る加入電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを5 Ghomeでんわ契約者に通知します。

(注) 5 Ghomeでんわ契約に係る名義変更以前の5 Ghomeでんわ契約者のいずれかが、第2項の規定により申し出た内容について、事実と反することが判明した場合も第3項の規定が適用されます。

(請求による契約者識別番号等の変更)

第23条の7 5 Ghomeでんわ契約者は、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号又は加入電話番号の変更の請求をすることができます。

2 5 Ghome でんわ契約者は、前項の規定により契約者識別番号又は加入電話番号の変更の請求をするときは、所属5 Gサービス取扱所に対し、当社所定の書面により請求していただきます。

3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている5 Ghome でんわ契約者からのものであると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。

4 当社は、5 Ghome でんわ契約者が契約者識別番号又は加入電話番号の変更の請求に当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明した場合は、その承諾を取り消すものとします。

(注) 当社は、契約者識別番号又は加入電話番号の変更の取扱いについて警察機関から要請があったときは、その5 Ghome でんわ契約者から第2項に規定する請求があった場合において、その要請内容を参酌するものとします。

(5 Ghomeでんわ契約者の氏名等の変更の届出)

第23条の8 5 Ghomeでんわ契約者は、氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等若しくは電子メールの送付先に変更があったと

きは、そのことを速やかに所属 5 G サービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず、所属 5 G サービス取扱所に届出がないときは、当社から 5 G home でんわ契約者に行う通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書等の送付先への郵送等の通知、又は電子メールの送付先への電子メールの通知をもってその通知を行ったものとみなします。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 第 1 項の規定にかかわらず、当社は請求書等の送付先への郵送等の通知が 3 回連続で不達であったことを確認したときは、その事実が解消されるまでの間、請求書等の通知を行いません。

4 当社は、第 1 項に規定する住所若しくは居所の変更の届出において、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第 6 号）の規定による番号区画が変更になることを確認したときは、5 G home でんわ契約に係る加入電話番号を変更することがあります。

（5 G home でんわ契約に係る名義変更）

第 23 条の 9 5 G home でんわ契約者は、新たにその 5 G home でんわ契約者になろうとする者がその名義変更請求のために新たに d アカウント又はビジネス d アカウントの発行を受けていると当社が確認した場合に限り、5 G home でんわ契約に係る名義変更を請求することができます。

2 5 G home でんわ契約者は、前項の規定により名義変更を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属 5 G サービス取扱所に請求していただきます。

3 前項の場合において、名義変更により新たにその新たにその 5 G home でんわ契約者になろうとする者がその名義変更請求のために新たに d アカウント又はビジネス d アカウントの発行を受けていると当社が確認した場合に限り、5 G home でんわ契約者になろうとする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

4 当社は、第 2 項に規定する請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

(1) 5 G home でんわ契約に係る名義変更により新たにその契約者になろうとする者が、5 G サービスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

(2) 5 G home でんわ契約に係る名義変更により新たにその 5 G home でんわ契約者になろうとする者が、第 54 条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

(3) 5 G home でんわ契約に係る名義変更により新たにその 5 G home でんわ契約者になろうとする者が、第 70 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(4) 5 G home でんわ契約に係る名義変更により新たにその 5 G home でんわ契約者になろうとする者と当社との間で締結している 5 G サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

(5) 前項の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、名義変更により新たにその 5 G home でんわ契約者になろうとする者の同意がないとき。

(6) 名義変更により新たにその 5 G home でんわ契約者になろうとする者が、携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがある場合又は第 79 条（契約者確認）に規定する当社が行う契約者確認の求めを受けたことがある場合であって、その名義変更により新たにその 5 G home でんわ契約者になろうとする者と当社との間で締結している 5 G サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

(7) 5 G home でんわ契約に係る名義変更により新たにその 5 G home でんわ契約者になろうとする者が、携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたとき。

(8) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

5 5 G home でんわ契約に係る名義変更があったときは、名義変更後にその 5 G home でんわ契約者となる者は、名義変更前の 5 G home でんわ契約者が有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務（第 52 条（相互接続通信に係る料金の取扱い）の規定により協定事業者が定める相互接続通信に関する料金のうち当社が請求することとなる料金を含みま

す。)を承継します。

6 前5項の規定にかかわらず、相続等に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。

(1) 相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人（以下この条において「相続人等」といいます。）は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えて所属5Gサービス取扱所に請求していただきます。

(2) 当社は、相続人等から名義変更の請求があったときは、これを承諾します。

(3) 前2号の場合において相続人等が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。

(4) 前号の規定による代表者からの請求があるまでの間、当社は、相続人等の1人を一般契約者として取り扱います。

(5 Ghomeでんわ契約者が行う5 Ghomeでんわ契約の解除)

第23条の10 5 Ghomeでんわ契約者は、5 Ghomeでんわ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属5 Gサービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

2 前項の場合において、携帯電話・PHS番号ポータビリティ又は番号ポータビリティを希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。

3 当社は、前項の規定により携帯電話・PHS番号ポータビリティの申出があったときは、携帯電話・PHS番号ポータビリティの手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。

4 当社は、5 Ghomeでんわ契約者が5 Gサービスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠るときは、番号ポータビリティの申出を承諾しないことがあります。

5 第1項の場合において、電気通信事業法施行規則に定める「初期契約解除」又は「確認措置」に基づき5 Ghomeでんわ契約が解除されるときその解除にかかる取扱いは、当社が別に定めるところによります。

(注1) 本条第3項に規定する番号は、善良なる管理者の注意をもって管理していただきます。

(注2) 当社が別に定める5 Ghomeでんわ契約者は、第2項に規定する番号ポータビリティの申出を行うことができません。

(注3) 本条第5項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページに定めるところによります。

(その他の提供条件)

第23条の11 利用の一時中断及び当社が行う5 Ghomeでんわ契約の解除については、5 G契約（コースAに係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限りません。）の場合に準ずるものとします。

第3章の3 5 G特定接続契約

第23条の12～第23条の19 (略)

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第24条 当社は、5 G契約者等から請求があったときは、別表2（付加機能）に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能に係る料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

2 別表2に規定する付加機能のうち当社が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、5 G契約者等から請求があったものと

第3章の2 5 G特定接続契約

第23条の2～第23条の9 (略)

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第24条 当社は、5 G契約者から請求があったときは、別表2（付加機能）に規定する付加機能を提供します。この場合において、付加機能に係る料金その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

2 別表2に規定する付加機能のうち当社が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、5 G契約者から請求があったものと

みなして取り扱います。

3～6 (略)

(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定めるものは、5 G契約及び5 G Homeでんわ契約（当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。）においては別表2（付加機能等）に規定する迷惑電話おこわり機能及び位置情報通知機能、5 G Homeでんわ契約（当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限ります。）においては別表2に規定する迷惑電話おこわり機能、通信中着信可能機能、着信転送機能、発信者番号表示機能、番号通知お願いサービス、迷惑電話ストップ機能及び位置情報通知機能とします。

(注2) (略)

第5章 ドコモUIMカード等の貸与等

第1節 ドコモUIMカード等の貸与等

第25条 (略)

(契約者識別番号の登録等)

第26条 当社は、次の場合には、ドコモUIMカード等について契約者識別番号、加入電話番号その他の情報の登録、変更又は消去（以下「契約者識別番号の登録等」といいます。）を行います。

(1)～(3) (略)

2 当社は、前項の規定によるほか、第10条（契約者識別番号）、第23条の5（契約者識別番号）、第23条の15（契約者識別番号）若しくは第61条（修理又は復旧）の規定により契約者識別番号を変更する場合又は第23条の6（加入電話番号）の規定により加入電話番号を変更する場合は契約者識別番号の登録等を行います。

第27条 (略)

第2節 (略)

第6章 (略)

第7章 利用中止等

(利用中止)

第36条 当社は、次の場合には、5 Gサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第41条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) 第10条（契約者識別番号）、第23条の5（契約者識別番号）、第23条の6（加入電話番号）、第23条の15（契約者識別番号）又は第61条（修理又は復旧）の規定により、契約者識別番号又は加入電話番号を変更するとき。

2 (略)

(利用停止)

第37条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（5 Gサービスに係る料金その他の債務

のとみなして取り扱います。

3～6 (略)

(注1) 本条第2項に規定する当社が別に定めるものは、5 G契約（コースAに係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するもの及び一般契約に係る区分のうちコースBに係るものを除きます。）においては別表2（付加機能等）に規定する迷惑電話おこわり機能、位置情報通知機能、5 G契約（一般契約に係る区分のうちコースBに係るものに限ります。）においては別表2に規定する迷惑電話おこわり機能とします。

(注2) (略)

第5章 ドコモUIMカード等の貸与等

第1節 ドコモUIMカード等の貸与等

第25条 (略)

(契約者識別番号の登録等)

第26条 当社は、次の場合には、ドコモUIMカード等について契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去（以下「契約者識別番号の登録等」といいます。）を行います。

(1)～(3) (略)

2 当社は、前項の規定によるほか、第10条（契約者識別番号）、第23条の5（契約者識別番号）又は第61条（修理又は復旧）の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録等を行います。

第27条 (略)

第2節 (略)

第6章 (略)

第7章 利用中止等

(利用中止)

第36条 当社は、次の場合には、5 Gサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第41条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) 第10条（契約者識別番号）、第23条の5（契約者識別番号）又は第61条（修理又は復旧）の規定により、契約者識別番号を変更するとき。

2 (略)

(利用停止)

第37条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（5 Gサービスに係る料金その他の債

(この約款の規定により、支払いを要することとなった5 Gサービスに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第57条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第57条に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。)へ譲渡した債権を含みます。以下この条、第56条、第57条、第75条、第77条及び第87条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その5 Gサービスの利用を停止することがあります。

(1)~(2) (略)

(3) 第14条(一般契約者の氏名等の変更の届出)又は第23条の8(5 G homeでんわ契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4) 5 G契約者等が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の5 Gサービス又は5 G契約者等が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務(当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいい、当該契約約款の規定により当社が請求事業者へ譲渡した債権を含みます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(5)~(11) (略)

2 (略)

3 当社は、第1項第10号の規定により5 Gサービスの利用停止をするときは、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又はこの約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を5 G契約者等に通知します。

第8章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第38条 通信には、次の種類があります。

ただし、5 G homeでんわ及び5 G特定接続に係る通信の種類は通話モード及びデータ通信モードに限ります。

表 (略)

2 (略)

3 前2項の規定によるほか、5 G契約者等は、当社とエリアメールの送信に関する契約を締結した者から送信された災害等の情報を、当社が定める方法により制御信号を利用して受信することができます。

4 前項に規定する災害等の情報は、第12条(5 Gの利用の一時中断)、第13条(一般契約に係る電話番号保管)、第23条の11(その他の提供条件)、第23条の17(5 G特定接続の利用の一時中断)又は第37条(利用停止)の規定にかかわらず、利用の一時中断をしている場合又は利用停止されている場合であっても受信することができます。

(注1)~(注2) (略)

第39条~第40条 (略)

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第41条 5 Gサービス、X iサービス、FOMAサービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公

務(この約款の規定により、支払いを要することとなった5 Gサービスに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第57条(債権の譲渡等)の規定により、当社が請求事業者(第57条に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。)へ譲渡した債権を含みます。以下この条、第56条、第57条、第75条、第77条及び第87条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その5 Gサービスの利用を停止することがあります。

(1)~(2) (略)

(3) 第14条(一般契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4) 5 G契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の5 Gサービス又は5 G契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務(当該契約約款の規定により支払いを要することとなったものをいい、当該契約約款の規定により当社が請求事業者へ譲渡した債権を含みます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(5)~(11) (略)

2 (略)

3 当社は、第1項第10号の規定により5 Gサービスの利用停止をするときは、その契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又はこの約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を5 G契約者に通知します。

第8章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第38条 通信には、次の種類があります。

ただし、5 G特定接続に係る通信の種類は通話モード及びデータ通信モードに限ります。

表 (略)

2 (略)

3 前2項の規定によるほか、5 G契約者は、当社とエリアメールの送信に関する契約を締結した者から送信された災害等の情報を、当社が定める方法により制御信号を利用して受信することができます。

4 前項に規定する災害等の情報は、第12条(5 Gの利用の一時中断)、第13条(一般契約に係る電話番号保管)、第23条の7(5 G特定接続の利用の一時中断)又は第37条(利用停止)の規定にかかわらず、利用の一時中断をしている場合又は利用停止されている場合であっても受信することができます。

(注1)~(注2) (略)

第39条~第40条 (略)

第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第41条 5 Gサービス、X iサービス、FOMAサービス及び卸携帯電話サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする

共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表 5（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供している 5 G（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

2～5（略）

6 当社は、前 5 項の規定によるほか、5 G サービスの通信に関して、次の措置をとることがあります。

(1)（略）

(2) 一般契約（第 8 条（一般契約申込の方法）第 3 項に規定するものに限ります。）の申込み又は 5 G home でんわ契約の申込み（第 23 条の 3）を当社が承諾した場合であって、その一般契約又は 5 G home でんわ契約において 5 G サービスを利用するためのものとして当社が取扱所交換設備に登録した自営端末設備以外の自営端末設備（移動無線装置にその一般契約に係るドコモ U I M カード等を装着したものに限りま

7～9（略）

(注)（略）

第 42 条～第 43 条（略）

第 3 節（略）

第 9 章 料金

第 1 節 料金及び工事費等

（料金及び工事費等）

第 45 条 当社が提供する 5 G 等の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。

2 当社が提供する 5 G 等の工事費は、料金表通則に規定する工事費とします。

3～5（略）

第 2 節 料金等の支払義務

（基本使用料等の支払義務）

第 46 条 5 G 契約者等は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表通則に規定する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供の提供を開始した日から起算してその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表通則に規定する付加機能使用料又は情報料の支払いを要します。

通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、別表 5（通信の優先的取扱いに係る機関名）に掲げる機関に提供している 5 G（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

2～5（略）

6 当社は、前 5 項の規定によるほか、5 G サービスの通信に関して、次の措置をとることがあります。

(1)（略）

(2) 一般契約（第 8 条（一般契約申込の方法）第 3 項に規定するものに限ります。）の申込みを当社が承諾した場合であって、その一般契約において 5 G サービスを利用するためのものとして当社が取扱所交換設備に登録した自営端末設備以外の自営端末設備（移動無線装置にその一般契約に係るドコモ U I M カード等を装着したものに限りま

7～9（略）

(注)（略）

第 42 条～第 43 条（略）

第 3 節（略）

第 9 章 料金

第 1 節 料金及び工事費等

（料金及び工事費等）

第 45 条 当社が提供する 5 G の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。

2 当社が提供する 5 G の工事費は、料金表通則に規定する工事費とします。

3～5（略）

第 2 節 料金等の支払義務

（基本使用料等の支払義務）

第 46 条 5 G 契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表通則に規定する基本使用料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払いを、付加機能又は情報提供サービスの提供の提供を開始した日から起算してその付加機能又は情報提供サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表通則に規定する付加機能使用料又は情報料の支払いを要します。

ただし、別表2（付加機能等）又は当社が別に定める提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により5G等を利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料及び情報料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、5G契約者等は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、5G契約者等は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、5G契約者等は、次の場合を除き、5G等を利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 5G契約者等の責めによらない理由により、その5G等を全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその5G等についての料金
2 (略)	(略)

3 (略)

（通信料の支払義務）

第47条 5G契約者等又は協定事業者は、次の通信について、第44条（通信時間等の測定等）の規定により測定した通信時間、情報量又は通信回数と料金表通則の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

ただし、付加機能に係る通信に関する料金について、この約款又は当社が提供する電気通信サービスの契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区 別	支払いを要する者
1 2及び3以外の通信 契約者回線から行った通信（その契約者回線の5G契約者等以外の者が行った通信を含みます。以下この表において同じとします。）	その契約者回線の5G契約者等
2 データ通信モードによる通信 (1) 契約者回線から行った通信 (2) 契約者回線へ着信した通信	その契約者回線の5G契約者等 その契約者回線の5G契約者等
3 (略)	(略)

2 (略)

3 5G契約者等（相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。）は、通信に関する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表通則に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、5G契約者等と協議し、その事情を参酌するものとします。

第48条 (略)

ただし、別表2（付加機能等）又は当社が別に定める提供条件書に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により5Gを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、付加機能使用料及び情報料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、5G契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、5G契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、5G契約者は、次の場合を除き、5Gを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 5G契約者の責めによらない理由により、その5Gを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその5G等についての料金
2 (略)	(略)

3 (略)

（通信料の支払義務）

第47条 5G契約者又は協定事業者は、次の通信について、第44条（通信時間等の測定等）の規定により測定した通信時間、情報量又は通信回数と料金表通則の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

ただし、付加機能に係る通信に関する料金について、この約款又は当社が提供する電気通信サービスの契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区 別	支払いを要する者
1 2及び3以外の通信 契約者回線から行った通信（その契約者回線の5G契約者以外の者が行った通信を含みます。以下この表において同じとします。）	その契約者回線の5G契約者
2 データ通信モードによる通信 (1) 契約者回線から行った通信 (2) 契約者回線へ着信した通信	その契約者回線の5G契約者 その契約者回線の5G契約者
3 (略)	(略)

2 (略)

3 5G契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。）は、通信に関する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表通則に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、5G契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

第48条 (略)

(手続きに関する料金の支払義務)

第49条 5 G 契約者等は、5 G 等に係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表通則に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(請求書等の発行に関する料金の支払義務)

第50条 5 G 契約者等は、5 G 等の利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表通則に規定する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第51条 5 G 契約者等は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表通則に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、5 G 契約者等は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 相互接続通信に係る料金の取扱い

(相互接続通信に係る料金の取扱い)

第52条 5 G 契約者等又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

2～4 (略)

5 5 G 契約者等は、当社が他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）により生じた協定事業者の債権を譲り受け、その通信に伴って行われた相互接続通信の料金等と合算して、5 G 契約者等に請求することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は5 G 契約者等への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第4節 (略)

第5節 預託金

(預託金)

第54条 5 G 契約等を締結しようとする者又は5 G 等に係る名義変更により新たにその5 G 契約者等になろうとする者は、次の場合には、5 G 等の利用に先立って（名義変更の場合はその承諾に先立って）預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) 5 G 契約等の申込みの承諾を受けたとき。
- (2) 5 G 契約等に係る名義変更の承認を請求したとき。
- (3) (略)

2～3 (略)

4 当社は、5 G 契約等の解除又は、名義変更等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を返還します。この場合において、その5 G 契約者等が、その契約若しくは当社と契約を締結している若しくは締結していた他の5 G 契約等に基づ

(手続きに関する料金の支払義務)

第49条 5 G 契約者は、5 G に係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表通則に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(請求書等の発行に関する料金の支払義務)

第50条 5 G 契約者は、5 G の利用に係る請求書等の発行を受けたときは、料金表通則に規定する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第51条 5 G 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表通則に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、5 G 契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 相互接続通信に係る料金の取扱い

(相互接続通信に係る料金の取扱い)

第52条 5 G 契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

2～4 (略)

5 5 G 契約者は、当社が他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）により生じた協定事業者の債権を譲り受け、その通信に伴って行われた相互接続通信の料金等と合算して、5 G 契約者に請求することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は5 G 契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第4節 (略)

第5節 預託金

(預託金)

第54条 5 G 契約を締結しようとする者又は5 G に係る名義変更により新たにその5 G 契約者になろうとする者は、次の場合には、5 G の利用に先立って（名義変更の場合はその承諾に先立って）預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) 5 G 契約の申込みの承諾を受けたとき。
- (2) 5 G 契約に係る名義変更の承認を請求したとき。
- (3) (略)

2～3 (略)

4 当社は、5 G 契約の解除又は名義変更等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を返還します。この場合において、その5 G 契約者が、その契約若しくは当社と契約を締結している若しくは締結していた他の5 G 契約に基づ

き支払うべき額（第57条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第57条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権に関するものであって、その請求事業者へ支払うべき額を含みます。）又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る契約、個別信用購入あっせん契約（当社の個別信用購入あっせん契約約款に規定するものをいいます。）若しくは割賦販売契約（当社の割賦販売契約約款に規定するものをいいます。）に基づき支払うべき額（当該契約約款の規定により、当社が請求事業者へ譲渡した債権に関するものであって、その請求事業者へ支払うべき額を含みます。）があるときは、返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。

第6節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第55条 5 G 契約者等は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第56条 5 G 契約者等は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがないときは、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けている5 G 契約等について、5 G 契約者等がその5 G 契約等に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、その5 G 契約等に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

第7節 債権の譲渡等

（債権の譲渡等）

第57条 5 G 契約者等（当社が指定する5 G 契約者等を除きます。以下この条において同じとします。）は、当社が5 G サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった5 G サービスに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。）に係る債権を、当社が定める第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、5 G 契約者等への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 5 G 契約者等は、当社が前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所及び契約者識別番号等の情報（請求事業者が5 G 契約者へ料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号及び第37条（利用停止）の規定に基づきその5 G サービスの利用を停止しているときはその内容等の情報（請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が請求事業者へ提供する場合があることあらかじめ同意するものとします。

3 5 G 契約者等は、当社が第1項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限ります。）を請求事業者が当社に提供する場合があることあらかじめ同意するものとします。

（注）本条第1項に規定する当社が別に定める第三者は、第76条（プライバシーポリシー）に規定する「N T T コモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。

第10章 保守

き支払うべき額（第57条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第57条に規定するものをいいます。）へ譲渡した債権に関するものであって、その請求事業者へ支払うべき額を含みます。）又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る契約、個別信用購入あっせん契約（当社の個別信用購入あっせん契約約款に規定するものをいいます。）若しくは割賦販売契約（当社の割賦販売契約約款に規定するものをいいます。）に基づき支払うべき額（当該契約約款の規定により、当社が請求事業者へ譲渡した債権に関するものであって、その請求事業者へ支払うべき額を含みます。）があるときは、返還する預託金をその額に充当し、残額を返還します。

第6節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第55条 5 G 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第56条 5 G 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。以下、この条において同じとします。）について支払期日を経過してもなお支払いがないときは、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払い義務の適用を受けている5 G 契約について、5 G 契約者等がその5 G 契約に基づき支払うべき料金その他の債務がないときは、その5 G 契約に係る延滞利息の支払い義務を適用しない場合があります。

第7節 債権の譲渡等

（債権の譲渡等）

第57条 5 G 契約者（当社が指定する5 G 契約者を除きます。以下この条において同じとします。）は、当社が5 G サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった5 G サービスに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。）に係る債権を、当社が定める第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、5 G 契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 5 G 契約者は、当社が前項の規定に基づき請求事業者へ債権を譲渡する場合において、氏名、住所及び契約者識別番号等の情報（請求事業者が5 G 契約者へ料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード番号及び第37条（利用停止）の規定に基づきその5 G サービスの利用を停止しているときはその内容等の情報（請求事業者が料金を回収するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が請求事業者へ提供する場合があることあらかじめ同意するものとします。

3 5 G 契約者は、当社が第1項の規定に基づき請求事業者へ譲渡した債権に係る情報（請求事業者への支払状況に関するものであって、当社が定めるものに限ります。）を請求事業者が当社に提供する場合があることあらかじめ同意するものとします。

（注）本条第1項に規定する当社が別に定める第三者は、第76条（プライバシーポリシー）に規定する「N T T コモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。

第10章 保守

第58条～第60条 (略)

(修理又は復旧)

第61条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 (略)

3 当社は、当社の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に契約者識別番号又は加入電話番号を変更することがあります。

第11章 (略)

第12章 雑則

(発信者番号通知等)

第64条 契約者回線からの通信（当社が別に定める相互接続通信を除きます。）については、その契約者識別番号又は加入電話番号（以下、この条において契約者識別番号等といいます。）をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。

ただし、発信者は、5 G 特定接続に係る通信を行う場合を除き、当社が別に定める方法により契約者識別番号等を通知しないことができます。

2 契約者回線への通信（当社が別に定めるものに限り、）であって、発信者番号（発信に係る契約者回線等又は他社契約者回線の電話番号等をいいます。以下同じとします。）が通知されない通信に対して、その契約者回線の5 G 契約者等は、その発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を発信者に通知することができます。

3 当社は、契約者識別番号等を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

4～6 (略)

(注) (略)

第65条～第66条 (略)

(位置の測定に係るアシスト情報の受信)

第67条 5 G 契約者等は、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。以下この条において同じとします。）の受信をすることができます。

2～3 (略)

第68条～第69条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)～(16) (略)

(17) 当社へ設置場所住所 (home 5 G) 又は設置場所限定 (home でんわ) (当社が別に定める提供条件書に規定するもの

第58条～第60条 (略)

(修理又は復旧)

第61条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 (略)

3 当社は、当社の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に契約者識別番号を変更することがあります。

第11章 (略)

第12章 雑則

(発信者番号通知等)

第64条 契約者回線からの通信（当社が別に定める相互接続通信を除きます。）については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線等へ通知します。

ただし、発信者は、5 G 特定接続に係る通信を行う場合を除き、当社が別に定める方法により契約者識別番号を通知しないことができます。

2 契約者回線への通信（当社が別に定めるものに限り、）であって、発信者番号（発信に係る契約者回線等又は他社契約者回線の電話番号等をいいます。以下同じとします。）が通知されない通信に対して、その契約者回線の5 G 契約者は、その発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を発信者に通知することができます。

3 当社は、契約者識別番号等を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

4～6 (略)

(注) (略)

第65条～第66条 (略)

(位置の測定に係るアシスト情報の受信)

第67条 5 G 契約者は、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。以下この条において同じとします。）の受信をすることができます。

2～3 (略)

第68条 ～第69条 (略)

(利用に係る契約者の義務)

第70条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)～(16) (略)

(17) 当社へ設置場所住所 (home 5 G) (当社が別に定める提供条件書に規定するものをいいます。以下同じとします。)

をいいます。以下同じとします。)を届け出たときは、当社が定める方法により、その5G契約等に係るドコモUIMカード等を装着した移動無線装置がその設置場所住所(home5G)又は設置場所限定(homeでんわ)に在圏している状態にすること。

2～6 (略)

(注1)～(注2) (略)

第71条 (略)

(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)

第72条 5G契約(コースAに係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。)の申込み又は5G契約に係る区分の変更(コースBへの変更に限ります。)の請求の承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、際電話契約を締結したことになります。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定により国際電話契約を締結した5G契約者は、当社が提供する国際電話サービスを利用したときは、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

3 前2項の規定にかかわらず、5Ghomeでんわ契約者は、当社が別に定める国際通信を利用することができます。

ただし、国際通信は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、5Ghomeでんわ契約者から、その契約者回線からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社がその5Ghomeでんわ契約者の加入番号をエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に通知し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電気通信設備により、その国際通信を接続しない取り扱いを行います。

4 国際通信の取扱地域及び料金は、当社が別に定めるところによります。

(注) 第4項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページ等で定めるところによります。

第73条～第74条 (略)

(利用者登録)

第75条 5G契約者等は、当社が定める方法により、その契約に係る5Gを主に利用する者の登録(以下「利用者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、5Ghomeでんわ契約者は、5Ghomeでんわ契約の申込み又は5Ghomeでんわ契約に係る名義変更の請求の承諾を受けた際に、その契約に係る5Ghomeでんわを主に利用する者を指定し、利用者登録を行っていただきます。

4 第1項の規定にかかわらず、その5G等の契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるときは、利用者登録を行うことができません。

5 5G契約者等は、その5G契約者等以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、当社が登録利用者の氏名及び生年月日を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、5G契約者(一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者に限ります。)が、当社が別に定める方法により利用者登録を行うときは、この限りではありません。

6 5G契約者等は、前項ただし書の規定により登録された登録利用者の情報が事実であることを当社に対して表明し、保証するものとします。

7 5G契約者等は、当社が5Gサービス等に係る案内等を、当社が定める方法により、その5G契約等に係る契約者回線へ送信する

を届け出たときは、当社が定める方法により、その5G契約に係るドコモUIMカード等を装着した移動無線装置がその設置場所住所(home5G)に在圏している状態にすること。

2～6 (略)

(注1)～(注2) (略)

第71条 (略)

(当社が提供する国際電話サービスに係る契約の締結等)

第72条 5G契約(コースAに係るものであって、当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものを除きます。)の申込み又は5G契約に係る区分の変更(コースBへの変更に限ります。)の請求の承諾を受けた者は、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、国際電話契約を締結したことになります。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定により国際電話契約を締結した5G契約者は、当社が提供する国際電話サービスを利用したときは、当社が定める国際電話サービス契約約款の規定に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

第73条～第74条 (略)

(利用者登録)

第75条 5G契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る5Gを主に利用する者の登録(以下「利用者登録」といいます。)を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者(以下「登録利用者」といいます。)の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、その5Gの契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるときは、利用者登録を行うことができません。

4 5G契約者は、その5G契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、当社が登録利用者の氏名及び生年月日を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、5G契約者(一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者に限ります。)が、当社が別に定める方法により利用者登録を行うときは、この限りではありません。

5 5G契約者は、前項ただし書の規定により登録された登録利用者の情報が事実であることを当社に対して表明し、保証するものとします。

6 5G契約者は、当社が5Gサービス等に係る案内等を、当社が定める方法により、その5G契約に係る契約者回線へ送信する

場合において、利用者登録の有無にかかわらず、5 G 契約等に係る情報をその契約者回線へ当社が通知する場合がありますことあらかじめ同意するものとします。

8 (略)

9 5 G 契約者等は、その5 G 契約者等以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は5 G 契約者等が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、責任を負いません。

- (1) 5 G 契約者等からの申出により利用者登録又は登録利用者の変更若しくは登録の削除が行われること。
- (2) その5 G 等に係る利用の一時中断、名義変更、契約の解除、料金種別の選択、付加機能の請求若しくは廃止、料金明細内訳書の発行その他の5 G 契約に係る請求は、5 G 契約者等の申出により行うこと。
- (3) 5 G 契約者等が、その5 G サービスに関する料金その他の債務を支払わないときは、第37条（利用停止）の規定に基づき5 G サービスの利用を停止されることがあること、又は第17条（当社が行う一般契約の解除）又は第23条の11（その他の提供条件）の規定に基づき5 G 契約等を解除されることがあること。
- (4) (略)
- (5) 登録利用者の変更を行った場合において、5 G 等の利用に係る請求書等又は料金明細内訳書の発行が、変更前の登録利用者の利用に係るものと変更後の登録利用者の利用に係るものを合わせて、請求書等又は料金明細内訳書の発行が行われることがあること。
- (6) (略)
- (7) 5 G 契約者等からの請求により、当社の設置した電気通信設備に蓄積されたデータの一部を、当社が別に定める方法により閲覧に供する場合がありますこと。

10 5 G 契約者等は、登録利用者の変更があった場合は、そのことを速やかに所属5 G サービス取扱所に申し出ていただきます。

11 当社は、5 G 契約者等から登録利用者の変更の申出があったときは、その申出を利用者登録の申出とみなして、前9項の規定を適用します。

12 当社は、第5項ただし書の規定により登録された登録利用者の情報について事実と反する疑いがあると当社が認めるときは、その利用者登録を行った5 G 契約者等に対し登録利用者の確認を行う場合があります。この場合において、5 G 契約者等は、当社が登録利用者の氏名及び生年月日を確認するための書類を提示していただきます。

13 当社は、5 G 契約者等（一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者を除きます。）から登録利用者の登録を削除する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、登録利用者の登録を削除します。

(1)～(2) (略)

(注) 本条第8項に規定する当社が別に定める法人は、第76条（プライバシーポリシー）に規定する「N T T ドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。

(プライバシーポリシー)

第76条 当社は、5 G 契約者等に係る個人情報の取り扱いについて、別途「N T T ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

(電気通信事業者への情報の通知)

第77条 5 G 契約者等は、第16条（一般契約者が行う一般契約の解除）、第17条（当社が行う一般契約の解除）、第23条の10（5 G Homeでんわ契約者が行う5 G Homeでんわ契約の解除）又は第23条の11（その他の提供条件）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがないとき（第57条（債権の譲渡等）の規定により、当社が5 G サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者、PHS事業者及びBWA事業者（BWAアクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。）とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、加入電話番号、生年月日及び支

場合において、利用者登録の有無にかかわらず、5 G 契約に係る情報をその契約者回線へ当社が通知する場合がありますことあらかじめ同意するものとします。

7 (略)

8 5 G 契約者は、その5 G 契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は5 G 契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、責任を負いません。

- (1) 5 G 契約者からの申出により利用者登録又は登録利用者の変更若しくは登録の削除が行われること。
- (2) その5 G に係る利用の一時中断、名義変更、契約の解除、料金種別の選択、付加機能の請求若しくは廃止、料金明細内訳書の発行その他の5 G 契約に係る請求は、5 G 契約者の申出により行うこと。
- (3) 5 G 契約者が、その5 G サービスに関する料金その他の債務を支払わないときは、第37条（利用停止）の規定に基づき5 G サービスの利用を停止されることがあること、又は第17条（当社が行う一般契約の解除）の規定に基づき5 G 契約を解除されることがあること。
- (4) (略)
- (5) 登録利用者の変更を行った場合において、5 G の利用に係る請求書等又は料金明細内訳書の発行が、変更前の登録利用者の利用に係るものと変更後の登録利用者の利用に係るものを合わせて、請求書等又は料金明細内訳書の発行が行われることがあること。
- (6) (略)
- (7) 5 G 契約者からの請求により、当社の設置した電気通信設備に蓄積されたデータの一部を、当社が別に定める方法により閲覧に供する場合がありますこと。

9 5 G 契約者は、登録利用者の変更があった場合は、そのことを速やかに所属5 G サービス取扱所に申し出ていただきます。

10 当社は、5 G 契約者から登録利用者の変更の申出があったときは、その申出を利用者登録の申出とみなして、前8項の規定を適用します。

11 当社は、第4項ただし書の規定により登録された登録利用者の情報について事実と反する疑いがあると当社が認めるときは、その利用者登録を行った5 G 契約者等に対し登録利用者の確認を行う場合があります。この場合において、5 G 契約者は、当社が登録利用者の氏名及び生年月日を確認するための書類を提示していただきます。

12 当社は、5 G 契約者（一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者を除きます。）から登録利用者の登録を削除する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、登録利用者の登録を削除します。

(1)～(2) (略)

(注) 本条第7項に規定する当社が別に定める法人は、第76条（プライバシーポリシー）に規定する「N T T ドコモ プライバシーポリシー」に定めるところによります。

(プライバシーポリシー)

第76条 当社は、5 G 契約者に係る個人情報の取り扱いについて、別途「N T T ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

(電気通信事業者への情報の通知)

第77条 5 G 契約者は、第16条（一般契約者が行う一般契約の解除）、第17条（当社が行う一般契約の解除）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがないとき（第57条（債権の譲渡等）の規定により、当社が5 G サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者、PHS事業者及びBWA事業者（BWAアクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。）とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（5 G 契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるもの

<p>払状況等の情報（5 G 契約者等を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。</p> <p>2 前項の規定によるほか、5 G 契約者等は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者及び P H S 事業者とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、加入電話番号及び生年月日等の情報（5 G 契約者等を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。</p> <p>(1) 第17条又は第23条の11の規定により当社がその5 G 契約等を解除したとき（第70条（利用に係る契約者の義務）第2項又は第3項の規定に違反したと当社が認めた場合に限ります。）。</p> <p>(2)（略）</p> <p>3 前2項の規定によるほか、5 G 契約者等は、携帯電話・P H S 番号ポータビリティ又は番号ポータビリティに係る当社以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、加入電話番号及び生年月日等の情報（その携帯電話・P H S 番号ポータビリティ又は番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。</p> <p>4（略）</p> <p>（注）（略）</p> <p>（国際電気通信事業者等への5 G 契約者等の氏名等の通知）</p> <p>第78条 当社は、別表6に規定する国際電気通信事業者等（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、5 G 契約者等（その国際電気通信事業者等が定める契約約款に基づき契約（当社が別に定めるものに限ります。）を締結している者又はその申込みをした者に限ります。）の氏名、住所、契約者識別番号及び加入電話番号等を通知することがあります。</p> <p>2（略）</p> <p>（契約者確認）</p> <p>第79条 当社は、携帯電話不正利用防止法第8条の規定により、又は警察機関からの要請により、契約者確認（携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。以下この条において同じとします。）の求めを受けたときは、当該5 G 契約者等に対し、契約者確認を行うことがあります。</p> <p>2（略）</p> <p>3 5 G 契約者等は、当社の定める期日までに、当社の定める方法にしたがって契約者確認に応じていただきます。</p> <p>第80条～第83条（略）</p> <p>（5 G サービスの廃止）</p> <p>第84条 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、5 G サービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。</p> <p>2 当社は、前項の規定により5 G サービスの全部を廃止するときは、事業法施行規則第22条の2の10の規定に基づき、廃止の期日等を5 G 契約者等へ通知します。</p> <p>3（略）</p> <p>第13章 その他のサービス</p>	<p>）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。</p> <p>2 前項の規定によるほか、5 G 契約者は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者及び P H S 事業者とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（5 G 契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。</p> <p>(1) 第17条の規定により当社がその5 G 契約を解除したとき（第70条（利用に係る契約者の義務）第2項又は第3項の規定に違反したと当社が認めた場合に限ります。）。</p> <p>(2)（略）</p> <p>3 前2項の規定によるほか、5 G 契約者は、携帯電話・P H S 番号ポータビリティに係る当社以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（その携帯電話・P H S 番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。</p> <p>4（略）</p> <p>（注）（略）</p> <p>（国際電気通信事業者等への5 G 契約者の氏名等の通知）</p> <p>第78条 当社は、別表6に規定する国際電気通信事業者等（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、5 G 契約者（その国際電気通信事業者等が定める契約約款に基づき契約（当社が別に定めるものに限ります。）を締結している者又はその申込みをした者に限ります。）の氏名、住所及び契約者識別番号等を通知することがあります。</p> <p>2（略）</p> <p>（契約者確認）</p> <p>第79条 当社は、携帯電話不正利用防止法第8条の規定により、又は警察機関からの要請により、契約者確認（携帯電話不正利用防止法第9条で定める契約者確認をいいます。以下この条において同じとします。）の求めを受けたときは、当該5 G 契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。</p> <p>2（略）</p> <p>3 5 G 契約者は、当社の定める期日までに、当社の定める方法にしたがって契約者確認に応じていただきます。</p> <p>第80条～第83条（略）</p> <p>（5 G サービスの廃止）</p> <p>第84条 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、5 G サービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は当社のインターネットホームページに掲示する等の方法により、その旨を契約者へ周知します。</p> <p>2 当社は、前項の規定により5 G サービスの全部を廃止するときは、事業法施行規則第22条の2の10の規定に基づき、廃止の期日等を5 G 契約者へ通知します。</p> <p>3（略）</p> <p>第13章 その他のサービス</p>
---	--

(料金明細内訳書の発行等)

第85条 当社は、5 G 契約者等（一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者を除きます。）から請求があったときは、料金明細送付（その5 G 契約者等に係る5 G 又は国際アウトローミング（当社が別に定める通信に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）の通信料金明細内訳について、その5 G 契約者等に対し通信料金明細内訳書を発行する取扱いをいいます。以下この条において同じとします。）又はWeb料金明細（その5 G 契約者等に係る5 G 等又は国際アウトローミングの通信料金明細内訳について、当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供する取扱いをいいます。以下この条において同じとします。）を提供します。

2 5 G 契約者等は、前項の請求をし、その料金明細内訳書の発行を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表別記に規定する料金明細内訳書の発行手数料及び郵送料の支払いを要します。

3 (略)

4 当社は、第1項及び前項の規定によるほか、5 G 契約者等から請求があったときは、その5 G 契約者等に係る5 G サービス又は国際アウトローミングの通信料金明細内訳（当社が別に定める期間に係るものに限ります。）を、その5 G 契約者等に対し通信料金明細内訳書を発行又は当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供します。

5 5 G 契約者等は、前項の請求をし、その料金明細内訳書の発行を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表別記に規定する料金明細内訳書の発行手数料及び郵送料の支払いを要します。

6～7 (略)

8 当社は、5 G 契約者等から料金明細送付又はWeb料金明細を廃止する申出があった場合のほか、料金明細送付を受けている5 G 契約者が、一般契約に係る区分の変更（コースBへの変更に限ります。）の請求の承諾を受けたときは、料金明細送付を廃止します。

9～11 (略)

(注1)～(注2) (略)

第86条 (略)

(支払証明書等の発行)

第87条 当社は、5 G 契約者等（第57条（債権の譲渡等）の規定により、当社がその債権を譲渡した5 G サービスに係る者を除き、当社が別に定める者を含みます。以下第4項において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その5 G サービスに関する料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

2 当社は、5 G 契約者等から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その5 G 契約等に係る預託金が当社に預け入れされている旨の証明書（以下「預託金預り証明書」といいます。）を発行します。

3 当社は、5 G 契約者等から請求があったときは、当社の帳簿に基づき、その5 G サービスに係る次の契約に関する事項の証明書（以下「契約事項証明書」といいます。）を発行します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

(1) 5 G 契約等の申込みの承諾年月日（名義変更により5 G 契約者等となった場合は、その名義変更の承諾年月日とします。）

(2) 5 G 契約者等の氏名又は住所等

(3) (略)

4 5 G 契約者等は、前3項の請求をし、その支払証明書等（支払証明書、預託金預り証明書又は契約事項証明書をいいます。以下同じとします。）の発行を受けたときは、料金表別記に規定する支払証明書等の発行手数料及び郵送料等の支払いを要します。

(注) 5 G 契約者等は、本条の規定によるほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第25条に基づく個人情報

(料金明細内訳書の発行等)

第85条 当社は、5 G 契約者（一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者を除きます。）から請求があったときは、料金明細送付（その5 G 契約者に係る5 G 又は国際アウトローミング（当社が別に定める通信に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）の通信料金明細内訳について、その5 G 契約者に対し通信料金明細内訳書を発行する取扱いをいいます。以下この条において同じとします。）又はWeb料金明細（その5 G 契約者に係る5 G 又は国際アウトローミングの通信料金明細内訳について、当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供する取扱いをいいます。以下この条において同じとします。）を提供します。

2 5 G 契約者は、前項の請求をし、その料金明細内訳書の発行を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表別記に規定する料金明細内訳書の発行手数料及び郵送料の支払いを要します。

3 (略)

4 当社は、第1項及び前項の規定によるほか、5 G 契約者から請求があったときは、その5 G 契約者に係る5 G サービス又は国際アウトローミングの通信料金明細内訳（当社が別に定める期間に係るものに限ります。）を、その5 G 契約者に対し通信料金明細内訳書を発行又は当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供します。

5 5 G 契約者は、前項の請求をし、その料金明細内訳書の発行を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表別記に規定する料金明細内訳書の発行手数料及び郵送料の支払いを要します。

6～7 (略)

8 当社は、5 G 契約者から料金明細送付又はWeb料金明細を廃止する申出があった場合のほか、料金明細送付を受けている5 G 契約者が、一般契約に係る区分の変更（コースBへの変更に限ります。）の請求の承諾を受けたときは、料金明細送付を廃止します。

9～11 (略)

(注1)～(注2) (略)

第86条 (略)

(支払証明書等の発行)

第87条 当社は、5 G 契約者等（第57条（債権の譲渡等）の規定により、当社がその債権を譲渡した5 G サービスに係る者を除きます。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その5 G サービスに関する料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。

2 当社は、5 G 契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その5 G 契約に係る預託金が当社に預け入れされている旨の証明書（以下「預託金預り証明書」といいます。）を発行します。

3 当社は、5 G 契約者から請求があったときは、当社の帳簿に基づき、その5 G サービスに係る次の契約に関する事項の証明書（以下「契約事項証明書」といいます。）を発行します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

(1) 5 G 契約の申込みの承諾年月日（名義変更により5 G 契約者となった場合は、その名義変更の承諾年月日とします。）

(2) 5 G 契約者の氏名又は住所等

(3) (略)

4 5 G 契約者等は、前3項の請求をし、その支払証明書等（支払証明書、預託金預り証明書又は契約事項証明書をいいます。以下同じとします。）の発行を受けたときは、料金表別記に規定する支払証明書等の発行手数料及び郵送料等の支払いを要します。

(注) 5 G 契約者は、本条の規定によるほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第25条に基づく個人情報

報の開示に関する請求を行うことができます。この場合において、5 G 契約者等は当社が定める開示に関する手数料の支払いを要します。

第88条～第90条 (略)

(相互接続番号案内)

第91条 5 G 契約者等は、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等（F O M A の契約者識別番号並びに当社が別に定める協定事業者の電話番号等をいいます。以下同じとします。）の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。

(注) (略)

(番号案内料等の支払義務等)

第92条 相互接続番号案内の利用に係る料金は、番号案内事業者が提供する相互接続番号案内の料金と合わせて当社が定めるものとし、相互接続番号案内を利用した契約者回線の5 G 契約者等が、次表に定めるところにより、料金表別記に規定する番号案内料及び相互接続番号案内への接続に係る通信料（以下「番号案内接続通信料」といいます。）の支払いを要します。

区 別	支払いを要する者
契約者回線から相互接続番号案内を利用した場合 (その契約者回線の5 G 契約者等以外の者が利用した場合を含みます。)	その契約者回線の5 G 契約者等

2～3 (略)

(時報サービス)

第93条 5 G 契約者等は、次の規定により時報サービスを利用することができます。

表 (略)

2～3 (略)

4 5 G 等の契約者回線からの時報サービスの利用に係る通信の料金については、その通信を当社が別に定める協定事業者が提供する電話サービスの契約者回線への通信とみなして適用します。

(注) (略)

(協定事業者が提供する電報サービスの利用等)

第94条 5 G 契約者等は、当社が別に定める協定事業者の契約約款の規定に基づく電報サービスを利用することができます。

2 5 G 契約者等は、当社が前項の規定により電報を利用した場合（電報サービスの利用に係る料金等をクレジットカードにより支払うことを条件に利用した場合を除きます。）に生じた電報サービスに係る債権をその協定事業者から譲り受け、その債権額を料金に合算して請求することを承認していただきます。

3 前項の場合において、当社は、5 G 契約者等への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

4 (略)

5 5 G 契約者等は、5 G 契約者等以外の者がその5 G 契約者等に係る契約者回線から利用した電報サービスに係る料金についても支払いを要するものとし、その利用により生じた債権については、前4項の規定に準じて取り扱います。

報の開示に関する請求を行うことができます。この場合において、5 G 契約者は当社が定める開示に関する手数料の支払いを要します。

第88条～第90条 (略)

(相互接続番号案内)

第91条 5 G 契約者は、当社が別に定める協定事業者（以下「番号案内事業者」といいます。）が提供する電話番号等（F O M A の契約者識別番号並びに当社が別に定める協定事業者の電話番号等をいいます。以下同じとします。）の案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）を利用することができます。

(注) (略)

(番号案内料等の支払義務等)

第92条 相互接続番号案内の利用に係る料金は、番号案内事業者が提供する相互接続番号案内の料金と合わせて当社が定めるものとし、相互接続番号案内を利用した契約者回線の5 G 契約者が、次表に定めるところにより、料金表別記に規定する番号案内料及び相互接続番号案内への接続に係る通信料（以下「番号案内接続通信料」といいます。）の支払いを要します。

区 別	支払いを要する者
契約者回線から相互接続番号案内を利用した場合 (その契約者回線の5 G 契約者以外の者が利用した場合を含みます。)	その契約者回線の5 G 契約者

2～3 (略)

(時報サービス)

第93条 5 G 契約者は、次の規定により時報サービスを利用することができます。

表 (略)

2～3 (略)

4 5 G の契約者回線からの時報サービスの利用に係る通信の料金については、その通信を当社が別に定める協定事業者が提供する電話サービスの契約者回線への通信とみなして適用します。

(注) (略)

(協定事業者が提供する電報サービスの利用等)

第94条 5 G 契約者は、当社が別に定める協定事業者の契約約款の規定に基づく電報サービスを利用することができます。

2 5 G 契約者は、当社が前項の規定により電報を利用した場合（電報サービスの利用に係る料金等をクレジットカードにより支払うことを条件に利用した場合を除きます。）に生じた電報サービスに係る債権をその協定事業者から譲り受け、その債権額を料金に合算して請求することを承認していただきます。

3 前項の場合において、当社は、5 G 契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

4 (略)

5 5 G 契約者は、5 G 契約者以外の者がその5 G 契約者に係る契約者回線から利用した電報サービスに係る料金についても支払いを要するものとし、その利用により生じた債権については、前4項の規定に準じて取り扱います。

通則

1～10（略）

（電子媒体による請求額情報の通知）

11 当社は、5 G 契約者等（一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者を除きます。）から請求があったときは、次の場合を除いて、その 5 G サービス（当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等が 5 G サービスに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。

(1)～(3)（略）

12 当社は、1 の 5 G サービスにおいて、5 G（一般契約に係る区分のうち、コース A に係るのであって当社が別に定める基本使用料の料金種別に関するものに限り。）又は 5 G home でんわ若しくは別表 2（付加機能等）に規定する spモード機能の提供を受けていること並びに料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき（当社が定めるときを除きます。）は、当社がそのことを確認した日において、その 5 G サービスについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

(1) 5 G 契約者等から電子媒体による請求額情報の通知に関する請求を行わない旨の意思表示があったとき。

(2)～(4)（略）

13（略）

14 当社は、5 G サービスに係る料金その他の債務が、他の 5 G サービス、X i 若しくは X i コピキタス、F O M A、F O M A コピキタス若しくは F O M A 位置情報又はワイドスター通信サービス（当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限り。）に係る料金等と一括して請求されている場合は、その 5 G サービスについて 5 G 契約者等から第 11 項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

15 当社は、第 11 項に規定する請求データ蓄積装置に、当該 5 G 契約者等に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。

16 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている 5 G サービス（一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものを除きます。以下次項において同じとします。）について、次のいずれかに該当することを当社が確認したときは、その 5 G サービスの利用に係る口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書を発行します。

(1) 第 37 条（利用停止）の規定によりその 5 G 等の利用が停止されているとき。

(2) 第 17 条（当社が行う一般契約の解除）又は第 23 条の 11（その他の提供条件）の規定によりその 5 G 契約等が解除されたとき。

17 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている 5 G サービスについて、5 G 契約者等（一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者を除きます。）からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。

(1)～(2)（略）

(3) 第 17 条（当社が行う一般契約の解除）又は第 23 条の 11（その他の提供条件）の規定によりその 5 G 契約等が解除されたとき。

18（略）

（料金等の支払い）

19 契約者は、5 G サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報料及びその他のサービスに関する料金について、第 22 項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、5 G 契約者等は、その 5 G サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報料及びその他のサービスに関する料金（第 57 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する 5 G サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

通則

1～10（略）

（電子媒体による請求額情報の通知）

11 当社は、5 G 契約者（一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者を除きます。）から請求があったときは、次の場合を除いて、その 5 G サービス（当社が提供する他の電気通信サービスであって、その料金等が 5 G サービスに係る料金に合わせて請求される電気通信サービスを含みます。以下この項において同じとします。）について、当社又は請求事業者が行うその料金等の請求に係る情報（当該契約者に係る料金等の請求額及び通信料金明細内訳等の料金内訳をいいます。以下同じとします。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（料金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知（以下「電子媒体による請求額情報の通知」といいます。）する取扱いを行います。

(1)～(3)（略）

12 当社は、1 の 5 G サービスにおいて、コース A に係るのであって当社が別に定める基本使用料の料金種別を選択していること若しくは別表 2（付加機能等）に規定する spモード機能の提供を受けていること並びに料金等の支払方法が口座振替又はクレジット払いであることを確認したとき（当社が定めるときを除きます。）は、当社がそのことを確認した日において、その 5 G サービスについて契約者から前項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

(1) 5 G 契約者から電子媒体による請求額情報の通知に関する請求を行わない旨の意思表示があったとき。

(2)～(4)（略）

13（略）

14 当社は、5 G サービスに係る料金その他の債務が、他の 5 G サービス、X i 若しくは X i コピキタス、F O M A、F O M A コピキタス若しくは F O M A 位置情報又はワイドスター通信サービス（当該契約約款に規定する電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているものに限り。）に係る料金等と一括して請求されている場合は、その 5 G サービスについて 5 G 契約者等から第 11 項に規定する請求があったものとみなして取り扱います。

15 当社は、第 11 項に規定する請求データ蓄積装置に、当該 5 G 契約者に係る請求額情報を登録したことをもって、その請求額情報を契約者に通知したものとみなします。

16 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている 5 G サービス（一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものを除きます。以下次項において同じとします。）について、次のいずれかに該当することを当社が確認したときは、その 5 G サービスの利用に係る口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書を発行します。

(1) 第 37 条（利用停止）の規定によりその 5 G の利用が停止されているとき。

(2) 第 17 条（当社が行う一般契約の解除）の規定によりその 5 G 契約が解除されたとき。

17 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている 5 G サービスについて、5 G 契約者（一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者を除きます。）からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。

(1)～(2)（略）

(3) 第 17 条（当社が行う一般契約の解除）の規定によりその 5 G 契約が解除されたとき。

18（略）

（料金等の支払い）

19 契約者は、5 G サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報料及びその他のサービスに関する料金について、第 22 項に規定する場合を除き、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、5 G 契約者は、その 5 G サービスの料金、工事費、国際アウトローミング利用料、情報料及びその他のサービスに関する料金（第 57 条（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者へ譲渡したものを除きます。）について、当社が指定する 5 G サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

20 当社は、5 G 契約者等（一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者を除きます。）に係る奇数月の請求額情報が、当社が別に定める額に満たない場合は、その暦月と翌暦月の料金を、まとめて請求するものとし、契約者は所定の期日までに支払っていただきます。

ただし、契約者から 1 月毎の支払いを希望する申出があった場合は、この限りではありません。

(注) (略)

21 (略)

(料金の一括後払い)

22 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5 G 契約者等の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

23～24 (略)

25 5 G 契約者等は、5 G サービスの利用に先立って、基本使用料の料金種別のいずれかを選択していただきます。

26～27 (略)

28 契約者回線から行った通信に関する料金の適用については、この料金表通則の規定によるほか、第 25 項の規定により 5 G 契約者等が選択した基本使用料の料金種別に対応する料金額を適用します。

29～30 (略)

(手続きに関する料金の適用)

31 手続きに関する料金の種別は次のとおりとします。

(1) 契約事務手数料

5 G 契約等の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

(2)～(6) (略)

(7) 番号ポータビリティ手数料

第 23 条の 6 (加入電話番号) 第 2 項の規定に基づく申出をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

(8) 移転手数料

第 23 条の 8 (5 G home でんわ契約者の氏名等の変更の届出) の規定に基づく申出をし、加入電話番号の変更が伴うときに支払いを要する料金

(9) 契約解除手数料

第 23 条の 6 (加入電話番号) 第 2 項の規定に基づく申出をし、その承諾を受けた 5 G home でんわ契約の解除に係る申出をしたときに支払いを要する料金

(10) その他の手数料

(略)

32 手続きに関する料金の適用については、第 49 条（手続きに関する料金の支払義務）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1)～(5) (略)

(注) (5) に規定する当社が別に定める場合は、その支払いを要する手続きが番号えらべるサービスに関する手続きである場合、着信短縮ダイヤル機能に係る手続き又は加入電話番号の変更に係る手続きである場合等をいいます。

(6) (略)

33～34 (略)

(ユニバーサルサービス料の適用)

35 ユニバーサルサービス料の適用については、次に定めるところによります。

(1) ユニバーサルサービス料の適用については、第 46 条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によります。この場合において、F O M A 契約、F O M A コピキタス契約若しくは F O M A 位置情報契約、X i 契約若しくは X i コピキタス契約の解除と同時に新たに 5 G 契約を締結した場合における当該暦月のユニバーサルサービス料の適用については、継続して 5 G 契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(2) 5 G home でんわ契約については、当社が付与する契約者識別番号及び加入電話番号の数に応じて料金表別記に規定するユニバーサルサービス料を適用します。

20 当社は、5 G 契約者（一般契約に係る区分のうち、コース B を選択している者を除きます。）に係る奇数月の請求額情報が、当社が別に定める額に満たない場合は、その暦月と翌暦月の料金を、まとめて請求するものとし、契約者は所定の期日までに支払っていただきます。

ただし、契約者から 1 月毎の支払いを希望する申出があった場合は、この限りではありません。

(注) (略)

21 (略)

(料金の一括後払い)

22 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5 G 契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

23～24 (略)

25 5 G 契約者は、5 G サービスの利用に先立って、基本使用料の料金種別のいずれかを選択していただきます。

26～27 (略)

28 契約者回線から行った通信に関する料金の適用については、この料金表通則の規定によるほか、第 25 項の規定により 5 G 契約者が選択した基本使用料の料金種別に対応する料金額を適用します。

29～30 (略)

(手続きに関する料金の適用)

31 手続きに関する料金の種別は次のとおりとします。

(1) 契約事務手数料

5 G 契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

(2)～(6) (略)

(7) その他の手数料

(略)

32 手続きに関する料金の適用については、第 49 条（手続きに関する料金の支払義務）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1)～(5) (略)

(注) (5) に規定する当社が別に定める場合は、その支払いを要する手続きが番号えらべるサービスに関する手続きである場合又は着信短縮ダイヤル機能に係る手続きである場合等をいいます。

(6) (略)

33～34 (略)

(ユニバーサルサービス料の適用)

35 ユニバーサルサービス料の適用については、第 46 条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によります。この場合において、F O M A 契約、F O M A コピキタス契約若しくは F O M A 位置情報契約、X i 契約若しくは X i コピキタス契約の解除と同時に新たに 5 G 契約を締結した場合における当該暦月のユニバーサルサービス料の適用については、継続して 5 G 契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(電話リレーサービス料の適用)

36 電話リレーサービス料の適用については、次に定めるところによります。

(1) 電話リレーサービス料の適用については、第46条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によります。この場合において、F O M A 契約、F O M A コピキタス契約若しくは F O M A 位置情報契約、X i 契約若しくは X i コピキタス契約の解除と同時に新たに 5 G 契約を締結した場合における当該暦月の電話リレーサービス料の適用については、継続して 5 G 契約を締結していたものとみなして取り扱います。

(2) 5 G home でんわ契約については、当社が付与する契約者識別番号及び加入電話番号の数に応じて料金表別記に規定する電話リレーサービス料を適用します。

37～44 （略）

(割引額又は割引予定額の開示)

45 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（以下この項において「一括請求」といいます。）している 2 以上の電気通信サービスにより構成される回線群（以下この項において「一括請求グループ」といいます。）に属する 5 G サービス、X i 又は F O M A に係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者に対し、その者が d カードお支払割（当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。）の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる 5 G サービス、X i、X i コピキタス、F O M A、F O M A コピキタス、F O M A 位置情報又はワイドスター通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

（当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信の料金の取扱い）

46～47 （略）

別記

1 （略）

2 手続きに関する料金

(1) (2) 及び (3) 以外のもの
表 （略）

(2) （略）

(3) 5 G home でんわに係るもの

料 金 種 別	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
ア 契約事務手数料	1 契約ごとに	2,000円 (2,200円)
イ カード発行手数料	1 枚ごとに	2,000円 (2,200円)
ウ 名義変更手数料	1 契約ごとに	2,000円 (2,200円)
エ 登録等手数料	1 端末設備等ごとに	2,000円 (2,200円)
オ 番号ポータビリティ手数料	1 契約ごとに	2,000円 (2,200円)
カ 移転手数料	下記以外のもの	1 契約ごとに 1,000円 (1,100円)
	番号ポータビリティの承諾を受けて締結された 5 G home でんわ契約に係るもの	1 契約ごとに 3,000円 (3,300円)
キ 契約解除手数料	1 契約ごとに	2,000円 (2,200円)

(電話リレーサービス料の適用)

36 電話リレーサービス料の適用については、第46条（基本使用料等の支払い義務）及び料金表別記の規定によります。この場合において、F O M A 契約、F O M A コピキタス契約若しくは F O M A 位置情報契約、X i 契約若しくは X i コピキタス契約の解除と同時に新たに 5 G 契約を締結した場合における当該暦月の電話リレーサービス料の適用については、継続して 5 G 契約を締結していたものとみなして取り扱います。

37～44 （略）

(割引額又は割引予定額の開示)

46 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（以下この項において「一括請求」といいます。）している 2 以上の電気通信サービスにより構成される回線群（以下この項において「一括請求グループ」といいます。）に属する 5 G サービス、X i 又は F O M A に係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者（以下この項において「5 G 契約者等」といいます。）に対し、その 5 G 契約者等が d カードお支払割（当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。）の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる 5 G サービス、X i、X i コピキタス、F O M A、F O M A コピキタス、F O M A 位置情報又はワイドスター通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。

（当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信の料金の取扱い）

46～47 （略）

別記

1 （略）

2 手続きに関する料金

(1) (2) 以外のもの
表 （略）

(2) （略）

ク その他の手数料	1の申込みごとに	別に算定する実費
-----------	----------	----------

3 ユニバーサルサービス料

(1) (2)以外のもの

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	2円 (2.2円)

(2) 5 Ghomeでんわに係るもの

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	1 契約者識別番号ごとに	2円 (2.2円)
	1 加入電話番号ごとに	2円 (2.2円)

(注) (略)

4 電話リレーサービス料

(1) (2)以外のもの

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
電話リレーサービス料	1 契約ごとに	1円 (1.1円)

(2) 5 Ghomeでんわに係るもの

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
電話リレーサービス料	1 契約者識別番号ごとに	1円 (1.1円)
	1 加入電話番号ごとに	1円 (1.1円)

(注) (略)

5～7 (略)

別表1 営業区域

1 2以外のもの

表 (略)

2 5 Ghomeでんわに係るもの

区 分	通信を行うことができる地域
-----	---------------

3 ユニバーサルサービス料

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
ユニバーサルサービス料	1 契約ごとに	2円 (2.2円)

(注) (略)

4 電話リレーサービス料

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
電話リレーサービス料	1 契約ごとに	1円 (1.1円)

(注) (略)

5～7 (略)

別表1 営業区域

表 (略)

北海道地区	北海道	札幌市、江別市、北広島市、苫小牧市、登別市、函館市、北斗市、室蘭市	
東北地区	青森県	青森市、黒石市、八戸市、平川市、弘前市	
	秋田県	秋田市、湯上市、大仙市	
	岩手県	盛岡市、奥州市、一関市、北上市、滝沢市、花巻市	
	山形県	山形市、上山市、天童市	
	宮城県	仙台市、塩竈市、多賀城市、富谷市、名取市	
	福島県	福島市、郡山市、白河市、伊達市	
	関東甲信越地区	東京都	東京都 23区、昭島市、あきる野市、稲城市、清瀬市、国立市、小金井市、国分寺市、狛江市、小平市、立川市、多摩市、調布市、西東京市、八王子市、羽村市、東久留米市、東村山市、東大和市、日野市、福生市、府中市、町田市、三鷹市、武蔵野市、武蔵村山市、
神奈川県		横浜市、厚木市、綾瀬市、伊勢原市、海老名市、小田原市、鎌倉市、川崎市、相模原市、座間市、逗子市、茅ヶ崎市、秦野市、平塚市、藤沢市、三浦市、南足柄市、大和市、横須賀市	
千葉県		千葉市、我孫子市、市川市、印西市、浦安市、柏市、鎌ヶ谷市、佐倉市、白井市、富里市、流山市、習志野市、成田市、館山市、野田市、船橋市、松戸市、南房総市、茂原市、八千代市、八街市、四街道市	
埼玉県		さいたま市、朝霞市、上尾市、入間市、桶川市、春日部市、加須市、川口市、川越市、北本市、行田市、久喜市、熊谷市、鴻巣市、越谷市、坂戸市、幸手市、狭山市、志木市、白岡市、草加市、鶴ヶ島市、戸田市、所沢市、新座市、蓮田市、羽生市、深谷市、富士見市、ふじみ野市、三郷市、八潮市、吉川市、和光市、蕨市	
茨城県		水戸市、稲敷市、牛久市、北茨城市、かすみがうら市、古河市、高萩市、つくば市、土浦市、那珂市、坂東市、ひたちなか市	
栃木県		宇都宮市、小山市、さくら市、栃木市	
群馬県		前橋市、安中市、伊勢崎市、高崎市	
山梨県		甲府市、甲斐市、中央市、笛吹市、南アルプス市	
長野県		安曇野市、上田市、岡谷市、塩尻市、諏訪市、茅野市、東御市、中野市、松本市	
新潟県		新潟市、小千谷市、上越市、長岡市	
東海地区		愛知県	名古屋市、あま市、安城市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、岡崎市、尾張旭市、清須市、春日井市、刈谷市、北名古屋市、小牧市、江南市、瀬戸市、高浜市、知立市、東海市、豊田市、長久手市、日進市、碧南市、みよし市
		静岡県	静岡市、熱海市、御前崎市、掛川市、菊川市、湖西市、浜松市、藤枝市、富士宮市、焼津市
	岐阜県	岐阜市、大垣市、海津市、各務原市、羽島市、本巣市、瑞穂市	
	三重県	津市、鈴鹿市、四日市市	
	北陸地区	富山県	富山市、滑川市
石川県		金沢市、かほく市、小松市、白山市、能美市、野々市市	

	福井県	福井市、あわら市、坂井市
関西地区	大阪府	大阪市、池田市、泉大津市、泉佐野市、和泉市、茨木市、大阪狭山市、貝塚市、柏原市、門真市、堺市、四條畷市、吹田市、摂津市、泉南市、高石市、高槻市、岸和田市、豊中市、富田林市、羽曳野市、阪南市、東大阪市、藤井寺市、松原市、箕面市、守口市、八尾市
	兵庫県	神戸市、相生市、朝来市、赤穂市、芦屋市、尼崎市、明石市、伊丹市、加古川市、加西市、加東市、川西市、篠山市、三田市、洲本市、高砂市、宝塚市、たつの市、豊岡市、西宮市、西脇市、姫路市、南あわじ市、養父市
	京都府	京都市、宇治市、木津川市、京田辺市、京丹後市、城陽市、長岡京市、舞鶴市、向日市、八幡市
	滋賀県	大津市、近江八幡市、草津市、甲賀市、湖南市、高島市、長浜市、東近江市、米原市、守山市、野洲市、栗東市
	奈良県	奈良市、生駒市、宇陀市、葛城市、香芝市、橿原市、御所市、桜井市、天理市、大和郡山市、大和高田市
	和歌山県	和歌山市、岩出市、海南市、御坊市、紀の川市、新宮市、田辺市、橋本市
	中国地区	広島県
岡山県		岡山市、赤磐市、瀬戸内市
山口県		山口市、宇部市、山陽小野田市
島根県		松江市
鳥取県		鳥取市
四国地区		香川県
	愛媛県	松山市、伊予市、東温市
	福岡県	福岡市、大野城市、春日市、北九州市、古賀市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、中間市
九州地区	佐賀県	佐賀市、嬉野市、小城市、神埼市、多久市、武雄市
	長崎県	長崎市、佐世保市、松浦市
	熊本県	熊本市、阿蘇市、合志市、水俣市、
	宮崎県	都城市
	鹿児島県	鹿児島市、曾於市、日置市
	沖縄県	那覇市、糸満市、浦添市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、南城市

(注) 5 Ghome でんわに係る通信を行うことができる地域については、令和4年3月29日時点のものであり、変更があったときは、インターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表2 付加機能等

1 付加機能

(1)(2)及び(3)以外のもの

表 (略)

別表2 付加機能等

1 付加機能

(1)(2)以外のもの

表 (略)

(2) (略)

表 (略)

(3) 5 Ghome でんわに係るもの

種 類
迷惑電話おことわり機能
着信短縮ダイヤル機能 (クイックナンバー)
通信中着信可能機能
着信転送機能 (転送でんわ)
発信者番号表示機能
番号通知お願いサービス (ナンバー・リクエスト)
迷惑電話ストップ機能 (迷惑電話ストップサービス)
位置情報通知機能

2 (略)

別表3～別表7 (略)

附 則 (令和4年3月25日経企第3310号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年3月29日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった5 Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(2) (略)

表 (略)

2 (略)

別表3～別表7 (略)

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p style="text-align: center;">第 1 章～第14章 （略）</p> <p>料金表 通則 1～44 （略） （割引額又は割引予定額の開示）</p> <p>45 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（以下この項において「一括請求」といいます。）している 2 以上の電気通信サービスにより構成される回線群（以下この項において「一括請求グループ」といいます。）に属する 5 G サービス、X i 又は F O M A に係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者に対し、その者が d カードお支払割（当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。）の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる 5 G サービス、X i 、X i ユビキタス、F O M A 、F O M A ユビキタス、F O M A 位置情報又はワイドスター通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。</p> <p>46～47 （略）</p> <p>別記 （略）</p> <p>別表 1～別表 7 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和 4 年 3 月 25 日経企第 3310 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和 4 年 3 月 29 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章～第14章 （略）</p> <p>料金表 通則 1～44 （略） （割引額又は割引予定額の開示）</p> <p>45 当社は、当社が別に定める方法により料金その他の債務を一括して請求（以下この項において「一括請求」といいます。）している 2 以上の電気通信サービスにより構成される回線群（以下この項において「一括請求グループ」といいます。）に属する 5 G サービス、X i 又は F O M A に係る契約者又はその一括請求グループを指定して一括請求を選択する申出をすることができる者（以下この項において「5 G 契約者等」といいます。）に対し、その 5 G 契約者等が d カードお支払割（当社が別に定めるところにより提供するものをいいます。）の適用を受けることとなるときのその割引額又は割引予定額を確認することを目的として、その一括請求グループに関する料金その他の債務の一括請求先となる 5 G サービス、X i 、X i ユビキタス、F O M A 、F O M A ユビキタス、F O M A 位置情報又はワイドスター通信サービスに係る契約に関する事項を開示することがあります。</p> <p>46～47 （略）</p> <p>別記 （略）</p> <p>別表 1～別表 7 （略）</p>

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第 1 章 総 則

第 1 条～第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～9 (略)	(略)
10 X i 等	当社が提供する 5 G サービス (5 G サービス契約約款に規定する 5 G home でんわ及び 5 G 特定接続を除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。)、F O M A サービス、X i サービス (X i サービス契約約款に規定する X i 特定接続を除きます。以下同じとします。)、ワイドスター通信サービス、専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービス
11 (略)	(略)

第 4 条～第 6 条 (略)

第 2 章 契 約

第 7 条～第 8 条 (略)

(国際電話契約の締結)

第 9 条 X i 等 (5 G サービス契約約款に規定する 5 G (5 G 契約に係る区分のうちコース B に係るものに限ります。)、5 G home でんわ、5 G 特定接続及び卸携帯電話サービスを除きます。以下この項において同じとします。)に係る契約を締結したときは、その X i 等の契約者は、当社と国際電話契約を締結したことになります。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

(1)～(4) (略)
2～3 (略)

第 10 条～第 15 条 (略)

第 3 章～第 8 章 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

附 則 (令和 4 年 3 月 25 日経企第 3310 号)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和 4 年 3 月 29 日から実施します。

1 章 総 則

第 1 条～第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～9 (略)	(略)
10 X i 等	当社が提供する 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス、ワイドスター通信サービス、専用回線等接続サービス及び卸携帯電話サービス
11 (略)	(略)

第 4 条～第 6 条 (略)

第 2 章 契 約

第 7 条～第 8 条 (略)

(国際電話契約の締結)

第 9 条 X i 等 (5 G サービス契約約款に規定する 5 G 契約に係る区分のうちコース B に係るもの及び卸携帯電話サービスを除きます。以下この項において同じとします。)に係る契約を締結したときは、その X i 等の契約者は、当社と国際電話契約を締結したことになります。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

(1)～(4) (略)
2～3 (略)

第 10 条～第 15 条 (略)

第 3 章～第 8 章 (略)

料金表 (略)

別表 (略)

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった国際電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

専 用 回 線 等 接 続 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第 1 章 総則

第 1 条～第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～2 (略)	(略)
3 専用回線等接続サービス	指定された電気通信回線又は当社が定める電気通信設備と当社が提供する 5 G サービス (5 G home でんわを除きます。以下別段の定めがある場合を除き同じとします。)、F O M A サービス、X i サービス、卸 F O M A サービス又は卸 X i サービスの契約者回線等との間で通信を行うために提供する電気通信サービス
4～20 (略)	(略)
21 アクセス回線	接続装置と移動無線装置 (当社が提供する電気通信サービスに係るものに限り、5 G サービス契約約款に規定する 5 G (一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものに限り)) 及び 5 G home でんわを除きます。) との間に設定される電気通信回線
22～24 (略)	(略)

第 2 章 (略)

第 3 章 ビジネスmopera契約

第 7 条～第 11 条 (略)

(内線グループ等の指定等)

第 11 条の 2 第 9 種接続装置に係る契約者は、内線番号、X i 等内線番号 (当社が定める基準にしたがって契約者が選択した 5 G サービス (5 G サービス契約約款に規定する 5 G (一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものに限ります。)) 及び 5 G home でんわを除きます。)、X i 又は F O M A 用の番号であって、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行ったものをいいます。以下同じとします。) 又は仮想内線番号 (当社が定める基準にしたがって契約者が選択し、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行った番号であって、内線番号及び X i 等内線番号以外のものをいいます。以下同じとします。) を使用して、第 9 種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ内線番号、X i 等内線番号及び仮想内線番号の数並びに X i 等内線番号接続可能数 (1 の第 9 種接続装置に係る接続点から X i 等内線番号に係るアクセス回線への通信を同時に行うことができる論理チャネルの数をいいます。以下同じとします。) を指定して届け出ていただきます。

2～5 (略)

第 11 条の 3 (略)

(接続先グループの指定等)

第 11 条の 4 第 11 種接続装置に係るビジネスmopera契約者は、認証回線 (当社が定める基準にしたがって契約者が選択した 5 G サービス (5 G サービス契約約款に規定する 5 G (一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものに限ります。)) 及び 5 G home でんわを除きます。) 又は X i であって、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行ったものをいいます。以下同じとします。) を使用して、第 11 種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ接続先グループ (第 11 種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を同時に行うことのできるグループをいいます。以下同じとします。) を指定して届け出ていただきます。この場合において、その届出が新たに接続先グループを構成する届出であるときは、その代

[現 行]

第 1 章 総則

第 1 条～第 2 条 (略)

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～2 (略)	(略)
3 専用回線等接続サービス	指定された電気通信回線又は当社が定める電気通信設備と当社が提供する 5 G サービス、F O M A サービス、X i サービス、卸 F O M A サービス又は卸 X i サービスの契約者回線等との間で通信を行うために提供する電気通信サービス
4～20 (略)	(略)
21 アクセス回線	接続装置と移動無線装置 (当社が提供する電気通信サービスに係るものに限り、5 G サービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものを除きます。) との間に設定される電気通信回線
22～24 (略)	(略)

第 2 章 (略)

第 3 章 ビジネスmopera契約

第 7 条～第 11 条 (略)

(内線グループ等の指定等)

第 11 条の 2 第 9 種接続装置に係る契約者は、内線番号、X i 等内線番号 (当社が定める基準にしたがって契約者が選択した 5 G サービス (5 G サービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものを除きます。))、X i 又は F O M A 用の番号であって、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行ったものをいいます。以下同じとします。) 又は仮想内線番号 (当社が定める基準にしたがって契約者が選択し、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行った番号であって、内線番号及び X i 等内線番号以外のものをいいます。以下同じとします。) を使用して、第 9 種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ内線番号、X i 等内線番号及び仮想内線番号の数並びに X i 等内線番号接続可能数 (1 の第 9 種接続装置に係る接続点から X i 等内線番号に係るアクセス回線への通信を同時に行うことのできる論理チャネルの数をいいます。以下同じとします。) を指定して届け出ていただきます。

2～5 (略)

第 11 条の 3 (略)

(接続先グループの指定等)

第 11 条の 4 第 11 種接続装置に係るビジネスmopera契約者は、認証回線 (当社が定める基準にしたがって契約者が選択した 5 G サービス (5 G サービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コース B に係るものを除きます。)) 又は X i であって、当社が定める方法によりあらかじめ登録を行ったものをいいます。以下同じとします。) を使用して、第 11 種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を希望するときは、あらかじめ接続先グループ (第 11 種接続装置に接続された専用回線等に係る接続点との間の通信を同時に行うことのできるグループをいいます。以下同じとします。) を指定して届け出ていただきます。この場合において、その届出が新たに接続先グループを構成する届出であるときは、その代表認証回線 (接続先グループを代表する 1 の認証

表認証回線（接続先グループを代表する1の認証回線をいいます。以下同じとします。）を合わせて届け出ていただけます。

2～5（略）

第12条（略）

（国際アウトローミング接続）

第12条の2 ビジネスmopera契約者（第1種接続装置、第11種接続装置及び第12種接続装置に係る契約者に限ります。以下この条において同じとします。）は、5Gサービス契約約款、FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線（第12種接続装置（プランA又はプランCに限ります。）にあっては、5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうちコースBに係るものに限ります。）及び5G homeでんわに限ります。）に係る国際アウトローミングの電気通信回線を除きます。）と専用回線に係る接続点（当社が定めるものを除きます。）との間で通信を行うことができます。

2～3（略）

第13条～第23条（略）

第4章～第5章の2（略）

第5章の3 SMS送信契約

第34条の7～第34条10

（国際アウトローミング接続）

第34条の11 SMS送信契約者は、5Gサービス契約約款、FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）及び5G homeでんわを除きます。）との間で通信を行うことができます。

2～3（略）

第34条の12

第6章～第7章（略）

第8章 通信

（通信の条件等）

第39条 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。

2～3（略）

4 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。

(1) 第9種接続装置（料金表第1表第1（接続装置使用料）の1（適用）に規定するタイプ1に係るものに限ります。）に係る専用回線等接続サービスについては、次のとおりとします。

ア 専用回線等に係る接続点から5Gサービス（別表2（付加機能）に規定する音声会議機能を利用する場合を除き、5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうちコースBに係るものに限ります。）及び5G homeでんわを除きます。）、FOMAサービス又はXiサービスの契約者回線へ通信を行うことができます。

イ～カ（略）

(2)（略）

5（略）

6 前5項の規定によるほか、第12種接続装置に係る専用回線等接続サービス及びSMS送信サービスの通信の条件は、次のとおり

回線をいいます。以下同じとします。）を合わせて届け出ていただけます。

2～5（略）

第12条（略）

（国際アウトローミング接続）

第12条の2 ビジネスmopera契約者（第1種接続装置、第11種接続装置及び第12種接続装置に係る契約者に限ります。以下この条において同じとします。）は、5Gサービス契約約款、FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線（第12種接続装置（プランA又はプランCに限ります。）にあっては、5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうちコースBに係るものに限ります。）に係る国際アウトローミングの電気通信回線を除きます。）と専用回線に係る接続点（当社が定めるものを除きます。）との間で通信を行うことができます。

2～3（略）

第13条～第23条（略）

第4章～第5章の2（略）

第5章の3 SMS送信契約

第34条の7～第34条10

（国際アウトローミング接続）

第34条の11 SMS送信契約者は、5Gサービス契約約款、FOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款又は卸携帯電話サービス契約約款に規定する国際アウトローミングの電気通信回線（5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。）との間で通信を行うことができます。

2～3（略）

第34条の12

第6章～第7章（略）

第8章 通信

（通信の条件等）

第39条 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。

2～3（略）

4 専用回線等接続サービスに係る通信の取扱いについては、この約款によるほか、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款に定めるところによります。

(1) 第9種接続装置（料金表第1表第1（接続装置使用料）の1（適用）に規定するタイプ1に係るものに限ります。）に係る専用回線等接続サービスについては、次のとおりとします。

ア 専用回線等に係る接続点から5Gサービス（別表2（付加機能）に規定する音声会議機能を利用する場合を除き、5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうちコースBに係るものを除きます。）、FOMAサービス又はXiサービスの契約者回線へ通信を行うことができます。

イ～カ（略）

(2)（略）

5（略）

6 前5項の規定によるほか、第12種接続装置に係る専用回線等接続サービス及びSMS送信サービスの通信の条件は、次のとおり

とします。

(1) 第12種接続装置（プランA又はプランCに係るものに限り。）に接続された専用回線等に係る接続点又はSMS送信機能に係る電気通信設備から5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限り。）及び5G Homeでんわを除きます。）、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限り。）を行うことができます。

(2)～(3)（略）

第39条の2～第40条（略）

第9章～第13章（略）

料金表
通則

第1表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第1 接続装置使用料

1 適用

接続装置使用料の適用									
接続装置の種類等	ア ビジネスmoperaサービスに係る接続装置には、次の種類があります。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)～(コ)（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(サ) 第11種接続装置（アクセスプレミアム）</td> <td>専用回線等接続契約に基づき、5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限り。）及び5G Homeでんわを除きます。）、Xiサービス又は卸Xiサービスの契約者回線との間で通信（当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限り。）を行うことができるようにするために設置するもの</td> </tr> <tr> <td>(シ)（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	(ア)～(コ)（略）	（略）	(サ) 第11種接続装置（アクセスプレミアム）	専用回線等接続契約に基づき、5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限り。）及び5G Homeでんわを除きます。）、Xiサービス又は卸Xiサービスの契約者回線との間で通信（当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限り。）を行うことができるようにするために設置するもの	(シ)（略）	（略）
	種類	内容							
	(ア)～(コ)（略）	（略）							
(サ) 第11種接続装置（アクセスプレミアム）	専用回線等接続契約に基づき、5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限り。）及び5G Homeでんわを除きます。）、Xiサービス又は卸Xiサービスの契約者回線との間で通信（当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限り。）を行うことができるようにするために設置するもの								
(シ)（略）	（略）								
イ～ウ（略）									
エ SMS送信サービスに係る接続装置には、次の種類があります。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SMS送信機能</td> <td>専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限り。）及び5G Homeでんわを除きます。）、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限り。）を行うことができる機能</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	SMS送信機能	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限り。）及び5G Homeでんわを除きます。）、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限り。）を行うことができる機能				
種類	内容								
SMS送信機能	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限り。）及び5G Homeでんわを除きます。）、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限り。）を行うことができる機能								
	オ～セ（略）								
	ソ セの規定によるほか、第11種接続装置の接続装置使用料は、次の区分があり、接続されるアクセス回線の種類に応じて、2（料金額）の2-9に規定する料金を適用します。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容						
区分	内容								

とします。

(1) 第12種接続装置（プランA又はプランCに係るものに限り。）に接続された専用回線等に係る接続点又はSMS送信機能に係る電気通信設備から5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。）、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限り。）を行うことができます。

(2)～(3)（略）

第39条の2～第40条（略）

第9章～第13章（略）

料金表
通則

第1表 料金（その他のサービスの料金を除きます。）

第1 接続装置使用料

1 適用

接続装置使用料の適用									
接続装置の種類等	ア ビジネスmoperaサービスに係る接続装置には、次の種類があります。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア)～(コ)（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>(サ) 第11種接続装置（アクセスプレミアム）</td> <td>専用回線等接続契約に基づき、5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。）、Xiサービス又は卸Xiサービスの契約者回線との間で通信（当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限り。）を行うことができるようにするために設置するもの</td> </tr> <tr> <td>(シ)（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	(ア)～(コ)（略）	（略）	(サ) 第11種接続装置（アクセスプレミアム）	専用回線等接続契約に基づき、5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。）、Xiサービス又は卸Xiサービスの契約者回線との間で通信（当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限り。）を行うことができるようにするために設置するもの	(シ)（略）	（略）
	種類	内容							
	(ア)～(コ)（略）	（略）							
(サ) 第11種接続装置（アクセスプレミアム）	専用回線等接続契約に基づき、5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。）、Xiサービス又は卸Xiサービスの契約者回線との間で通信（当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限り。）を行うことができるようにするために設置するもの								
(シ)（略）	（略）								
イ～ウ（略）									
エ SMS送信サービスに係る接続装置には、次の種類があります。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SMS送信機能</td> <td>専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。）、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限り。）を行うことができる機能</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内容	SMS送信機能	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。）、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限り。）を行うことができる機能				
種類	内容								
SMS送信機能	専用回線等接続契約に基づき、契約者があらかじめ登録した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。）、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限り。）を行うことができる機能								
	オ～セ（略）								
	ソ セの規定によるほか、第11種接続装置の接続装置使用料は、次の区分があり、接続されるアクセス回線の種類に応じて、2（料金額）の2-9に規定する料金を適用します。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容						
区分	内容								

	(略)	(略)
	タイプ2	契約者があらかじめ登録した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）及び5G Homeでんわを除きます。）、FOMAサービス、Xiサービス、卸FOMAサービス及び卸Xiサービスの契約者回線等との間で当該契約約款に定めるパケット通信モード又はデータ通信モードによる通信を行うことができるようにするためのもの
	タ～ツ (略) テ 第12種接続装置の接続装置使用料には次の料金種別があり、契約者はいずれかの接続装置使用料の料金種別を選択していただきます。	
	区 分	内 容
	プランA（SMSセンタープッシュ）	契約者があらかじめ登録した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）及び5G Homeでんわを除きます。）、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）に限り行うことができるようにするもの
	(略)	(略)
	ト～ノ (略)	

2 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

付 加 機 能 使 用 料 の 適 用	
(1)～(2) (略)	(略)
(3) アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料の適用	ア アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料については、第11種接続装置に係る契約者があらかじめ指定した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。）及び5G Homeでんわを除きます。）、FOMAサービス、Xiサービス、卸FOMAサービス又は卸Xiサービス（以下「指定対象Xi等」といいます。）ごとに適用します。この場合において、FOMAサービス及び卸FOMAサービスの契約者回線については、タイプ2に係る第11種接続装置の提供を受けている契約者に限り、指定することができます。 イ (略)

2 (略)

第3 通信料

通 信 料 の 適 用	
(1)～(1)の3 (略)	(略)
(1)の4 第10種接続装置に係る定額通信料の適用	ア 第10種接続装置に係るビジネスmopera契約者は、第10種接続装置に係る接続点から定額対象Xi等（第10種接続装置に係るビジネスmopera契約者があらかじめ指定した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する5G（一般契約に係る区分のうち、コースBに係るもの

	(略)	(略)
	タイプ2	契約者があらかじめ登録した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。）、FOMAサービス、Xiサービス、卸FOMAサービス及び卸Xiサービスの契約者回線等との間で当該契約約款に定めるパケット通信モード又はデータ通信モードによる通信を行うことができるようにするためのもの
	タ～ツ (略) テ 第12種接続装置の接続装置使用料には次の料金種別があり、契約者はいずれかの接続装置使用料の料金種別を選択していただきます。	
	区 分	内 容
	プランA（SMSセンタープッシュ）	契約者があらかじめ登録した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。）、FOMAサービス、Xiサービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信（当社が別に定めるものに限ります。）に限り行うことができるようにするもの
	(略)	(略)
	ト～ノ (略)	

2 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

付 加 機 能 使 用 料 の 適 用	
(1)～(2) (略)	(略)
(3) アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料の適用	ア アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料については、第11種接続装置に係る契約者があらかじめ指定した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。）、FOMAサービス、Xiサービス、卸FOMAサービス又は卸Xiサービス（以下「指定対象Xi等」といいます。）ごとに適用します。この場合において、FOMAサービス及び卸FOMAサービスの契約者回線については、タイプ2に係る第11種接続装置の提供を受けている契約者に限り、指定することができます。 イ (略)

2 (略)

第3 通信料

通 信 料 の 適 用	
(1)～(1)の3 (略)	(略)
(1)の4 第10種接続装置に係る定額通信料の適用	ア 第10種接続装置に係るビジネスmopera契約者は、第10種接続装置に係る接続点から定額対象Xi等（第10種接続装置に係るビジネスmopera契約者があらかじめ指定した5Gサービス（5Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るもの

	るものに限ります。)及び5 G homeでんわを除きます。) 、 F O M A 及び X i のことをいいます。以下同じとします。)に係る契約者回線への通話モードによる通信に関する料金について、その月間累計額に代えて、次表に規定する定額通信料を適用する取扱い(以下「一斉同報定額」といいます。)を選択することができます。 表 (略) イ〜キ (略)
(2) 5 Gサービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金の適用	ア 第12種接続装置(プランA又はプランCに係るものに限ります。)又はS M S 送信機能に係る接続点から5 Gサービス(5 Gサービス契約約款に規定する5 G(一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。)及び5 G homeでんわを除きます。) 、 F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金は、次表に定める料金の額を適用します。 表 (略) イ (略)
(3) 携帯電話通信料の月極割引の適用	帯電話通信料の月極割引とは、第9種接続装置に接続する専用回線等に係る接続点から、5 Gサービス(5 Gサービス契約約款に規定する5 G(一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。)及び5 G homeでんわを除きます。) 、 F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等への通信を行った場合に、その通信に関する料金の月間累計額から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 表 (略)
(4)~(6) (略)	(略)

2 (略)

第4~第6 (略)

第2表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1~10 (略)	(略)
10 閉域接続機能 専用回線等に係る接続点と間の通信を、契約者があらかじめ登録した5 Gサービス(5 Gサービス契約約款に規定する5 G(一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに限ります。))及び5 G homeでんわを除きます。以下この欄において同じとします。)の契約者回線との間の通信(当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。) 、 F O M A サービスの契約者回線との間の通信(当該契約約款に規定するパケット通信モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。)又はX iの契約者回線との間の通信(当該契約約款に	(略)

	除きます。) 、 F O M A 及び X i のことをいいます。以下同じとします。)に係る契約者回線への通話モードによる通信に関する料金について、その月間累計額に代えて、次表に規定する定額通信料を適用する取扱い(以下「一斉同報定額」といいます。)を選択することができます。 表 (略) イ〜キ (略)
(2) 5 Gサービス、F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金の適用	ア 第12種接続装置(プランA又はプランCに係るものに限ります。)又はS M S 送信機能に係る接続点から5 Gサービス(5 Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。) 、 F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッセージ通信モードによる通信の料金は、次表に定める料金の額を適用します。 表 (略) イ (略)
(3) 携帯電話通信料の月極割引の適用	帯電話通信料の月極割引とは、第9種接続装置に接続する専用回線等に係る接続点から、5 Gサービス(5 Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。) 、 F O M A サービス、X i サービス又は卸携帯電話サービスの契約者回線等への通信を行った場合に、その通信に関する料金の月間累計額から次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 表 (略)
(4)~(6) (略)	(略)

2 (略)

第4~第6 (略)

第2表~第3表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1~10 (略)	(略)
10 閉域接続機能 専用回線等に係る接続点と間の通信を、契約者があらかじめ登録した5 Gサービス(5 Gサービス契約約款に規定する一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)の契約者回線との間の通信(当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。) 、 F O M A サービスの契約者回線との間の通信(当該契約約款に規定するパケット通信モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。)又はX iの契約者回線との間の通信(当該契約約款に規定するデータ通信モードによる通信に限ります。)	(略)

規定するデータ通信モードによる通信に限りま す。以下この欄において同じとします。)に限り、 行うことができるようにする機能をいいます。	
11～21 (略)	(略)
22 分割送信機能 専用回線等に係る接続点から5Gサービス (5Gサービス契約約款に規定する5G(一 般契約に係る区分のうち、コースBに係るものに 限ります。)及び5G homeでんわを除きま す。)、FOMAサービス、Xiサービス又は卸 携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッ セージ通信モードによる通信(当社が別に定め るものに限ります。)において、当社が定める情 報量を超えるデータを、分割して伝送すること ができる機能をいいます。	(略)
23～24 (略)	(略)

別表3～別表4 (略)

附 則 (令和4年3月25日経企第3310号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年3月29日から実施します。

(経過措置)

2 この改定規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前
のとおりとします。

す。以下この欄において同じとします。)に限り、 行うことができるようにする機能をいいます。	
11～21 (略)	(略)
22 分割送信機能 専用回線等に係る接続点から5Gサービス (5Gサービス契約約款に規定する一般契約 に係る区分のうち、コースBに係るものを除きま す。)、FOMAサービス、Xiサービス又は卸 携帯電話サービスの契約者回線へのショートメッ セージ通信モードによる通信(当社が別に定め るものに限ります。)において、当社が定める情 報量を超えるデータを、分割して伝送すること ができる機能をいいます。	(略)
23～24 (略)	(略)

別表3～別表4 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 I P通信網契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 一般契約</p> <p>第8条～第12条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(特定X i等の指定)</p> <p>第12条の2 契約者は、特定X i等（1のI P通信網契約について、契約者が指定する1の5 G、F O M A又はX i（当該契約約款に規定するものをいい、次のいずれかに該当するもの又は共用F O M Aに係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）を指定することができます。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(2) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 基本使用料の料金種別が、当社が別に定める提供条件書に規定するhome 5Gプラン若しくはhomeでんわ ライト/ベーシック又はF O M Aサービス契約約款に規定するF O M Aプラン39等、F O M Aデータプラン22、タイプ2in1若しくはタイプS S 2in1等であるもの。</p> <p style="padding-left: 20px;">(4)～(5) (略)</p> <p>第12条の3～第17条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第4章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表3 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則（令和4年3月25日経企第3310号） この改正規定は、令和4年3月29日から実施します。</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 I P通信網契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 一般契約</p> <p>第8条～第12条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(特定X i等の指定)</p> <p>第12条の2 契約者は、特定X i等（1のI P通信網契約について、契約者が指定する1の5 G、F O M A又はX i（当該契約約款に規定するものをいい、次のいずれかに該当するもの又は共用F O M Aに係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）を指定することができます。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(2) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 基本使用料の料金種別が、当社が別に定める提供条件書に規定するhome 5Gプラン又はF O M Aサービス契約約款に規定するF O M Aプラン39等、F O M Aデータプラン22、タイプ2in1若しくはタイプS S 2in1等であるもの。</p> <p style="padding-left: 20px;">(4)～(5) (略)</p> <p>第12条の3～第17条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第4章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～別表3 (略)</p>

5 G 契 約 、 X i 契 約 及 び F O M A 契 約 に 関 す る 取 扱 い

[改 正]	[現 行]
<p>株式会社N T Tドコモ（以下「当社」といいます）は、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置（8日以内キャンセル）」及び「初期契約解除」に基づく取扱いを以下のとおり定め、5 Gサービス、X i サービス及びF O M Aサービスにかかる契約に適用します。</p> <p>第1条（用語の定義）</p> <p>1. 本書における用語の意味は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本書に定めのない用語の意味は、「5 Gサービス契約約款」、「X i サービス契約約款」又は「F O M Aサービス契約約款」の定めるところによります。</p> <p>(1) 「契約者」とは、5 G契約者、5 Ghomeでんわ契約者、X i 契約者、X i ユビキタス契約者、F O M A契約者又はF O M Aユビキタス契約者であって個人名義のものをいいます。</p> <p>(2) 「5 G契約等」とは、契約者が当社との間で締結する5 G契約（ワンナンバー機能に係る付加機能契約を除きます。以下同じとします。）、5 Ghomeでんわ契約、X i 契約（ワンナンバー機能に係る付加機能契約を除きます。以下同じとします。）、X i ユビキタス契約、F O M A契約、F O M Aユビキタス契約又はワンナンバー機能に係る付加機能契約をいいます。</p> <p>(3) 「契約者住所等」とは、契約者の住所、請求書等の送付先住所又は当社が別に定める提供条件書に規定するLTE上空利用場所、設置場所住所（home 5G）若しくは設置場所限定（homeでんわ）の何れかをいいます。</p> <p>(4)（略）</p> <p>第2条～第7条（略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">平成 28 年 5 月 21 日 制定 平成 29 年 12 月 1 日 改定 令和 2 年 3 月 25 日 改定 令和 2 年 12 月 1 日 改定 令和 3 年 7 月 8 日改定 令和 3 年 8 月 27 日改定 令和 4 年 3 月 29 日最終改定</p>	<p>株式会社N T Tドコモ（以下「当社」といいます）は、電気通信事業法施行規則に定める「確認措置（8日以内キャンセル）」及び「初期契約解除」に基づく取扱いを以下のとおり定め、5 Gサービス、X i サービス及びF O M Aサービスにかかる契約に適用します。</p> <p>第1条（用語の定義）</p> <p>1. 本書における用語の意味は、次の各号に定めるとおりとします。なお、本書に定めのない用語の意味は、「5 Gサービス契約約款」、「X i サービス契約約款」又は「F O M Aサービス契約約款」の定めるところによります。</p> <p>(1) 「契約者」とは、5 G契約者、X i 契約者、X i ユビキタス契約者、F O M A契約者又はF O M Aユビキタス契約者であって個人名義のものをいいます。</p> <p>(2) 「5 G契約等」とは、契約者が当社との間で締結する5 G契約（ワンナンバー機能に係る付加機能契約を除きます。以下同じとします。）、X i 契約（ワンナンバー機能に係る付加機能契約を除きます。以下同じとします。）、X i ユビキタス契約、F O M A契約、F O M Aユビキタス契約又はワンナンバー機能に係る付加機能契約をいいます。</p> <p>(3) 「契約者住所等」とは、契約者の住所、請求書等の送付先住所又は当社が別に定める提供条件書に規定するLTE上空利用場所若しくは設置場所住所（home 5G）の何れかをいいます。</p> <p>(4)（略）</p> <p>第2条～第7条（略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">平成 28 年 5 月 21 日 制定 平成 29 年 12 月 1 日 改定 令和 2 年 3 月 25 日 改定 令和 2 年 12 月 1 日 改定 令和 3 年 7 月 8 日改定 令和 3 年 8 月 27 日最終改定</p>